

山口市バリアフリー基本構想

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

平成21年6月
山口市

はじめに



今日、日本は他の諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎えています。また、障がいの有無に関わらず生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念も浸透しつつあります。こうした中、高齢者や障がい者など、すべての市民の皆様が自立した日常生活や社会参加することができるような豊かな社会が求められています。

このため、山口市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、「山口市バリアフリー基本構想」を策定しました。

本基本構想は、「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」を基本理念とし、山口市におけるバリアフリー化を推進する基本的な方針を定めたものです。

また、新山口駅周辺地区を重点整備地区とし、バリアフリー化に取り組むべき、生活に関連した施設や経路などについて、具体的な事業を定めております。

今後は、本基本構想の理念に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、妊婦、子供などすべての人が安全に安心して暮らせるまちを目指し、関係事業者等と連携しながらバリアフリー化に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本基本構想策定にあたりまして、熱心に御審議いただきました山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等を通じ、多くの市民の皆様に御協力をいただきましたことに心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

平成21年（2009年）6月

山口市長 渡辺純忠

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. バリアフリー基本構想策定にあたって | 1 |
| 1-1 基本構想策定の目的 | 1 |
| 1-2 バリアフリー新法の概要 | 2 |
| 1-3 基本構想の役割 | 4 |
| 1-4 基本構想の構成 | 7 |
| 2. 山口市の概況 | 8 |
| 2-1 位置・地勢 | 8 |
| 2-2 人口動向等 | 9 |
| 2-3 公共交通の状況 | 13 |
| 2-4 主要な施設の状況 | 16 |
| 3. 市民意識 | 19 |
| 3-1 市民アンケート調査の結果概要 | 19 |
| 3-2 高齢者・障がい者等ヒアリング調査の結果概要 | 26 |
| 4. バリアフリー推進にあたっての課題 | 28 |
| 4-1 人に関する課題 | 28 |
| 4-2 交通に関する課題 | 28 |
| 4-3 主要な施設の課題 | 29 |
| 4-4 市民意向からの課題 | 29 |
| 5. バリアフリー推進の基本的な考え方 | 30 |
| 5-1 基本的な考え方 | 30 |
| 5-2 基本理念 | 30 |
| 5-3 基本方針 | 31 |

6. 新山口駅周辺地区基本構想 33

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 6-1 | 重点整備地区の選定 | 33 |
| 6-2 | 重点整備地区の区域の設定 | 41 |
| 6-3 | 生活関連施設及び生活関連経路の設定 | 43 |
| 6-4 | 重点整備地区のバリアフリーに関するワークショップ | 46 |
| 6-5 | 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題の整理 | 55 |
| 6-6 | 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の検討 | 63 |

7. バリアフリーの実現に向けて 72

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 7-1 | 心のバリアフリー | 72 |
| 7-2 | 今後の取組みと推進体制 | 74 |

参考資料 76

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 策定経過 | 76 |
| 2 | 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱 | 77 |
| 3 | 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿 | 79 |
| 4 | 用語解説 | 80 |

1. バリアフリー基本構想策定にあたって

1-1 基本構想策定の目的

今日の日本は、他の先進諸国に例を見ない急速な高齢化が進んでいます。2015年（平成27年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となると予測されており、今後、本格的な高齢社会を迎えることとなります。また、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

本市においても、同様の状況が懸念され、山口市による人口推計においては、2015年（平成27年）を境に人口減少に転じ、高齢化率が25.8%に達することが予想されています。

また、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、平成17年にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、高齢者や障がい者等だれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境整備促進に関する法律として、ハートビル法、交通バリアフリー法が制定され、建築物や交通機関などにおいてバリアフリー化が推進されてきました。

しかしながら、ユニバーサルデザイン政策大綱がとりまとめられる過程で、ハートビル法と交通バリアフリー法が別々であることから、施設ごとのバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないという問題、また、ソフト面での対策が不十分であるといった問題、さらにはバリアフリー化を推進する上で段階的・継続的に取組みを進めるプロセスが確立されていない等の問題が指摘されました。

こうしたことから、「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法が統合・拡充され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行されました。

本市におきましても、バリアフリー新法に基づき、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた基本構想を策定し、一体的かつ、総合的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とします。

1-2 バリアフリー新法の概要

■バリアフリー新法の目的

バリアフリー新法の目的とは、

- 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）
- 一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の作成）

等を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることです。

■バリアフリー新法制定の経緯

ユニバーサルデザイン政策大綱(H17.7)

理念：「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

現行のハートビル法では、建築物の施設ごとに独立して推進が図られており、連続したバリアフリー化が実現されていない。また、交通バリアフリー法では、旅客施設を中心とした生活圏の一部にとどまっている。

これらの課題等について一体的・連続的な移動空間形成のため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた現行法の一体化に向けた法整備が構築された。

■ハートビル法による取組み

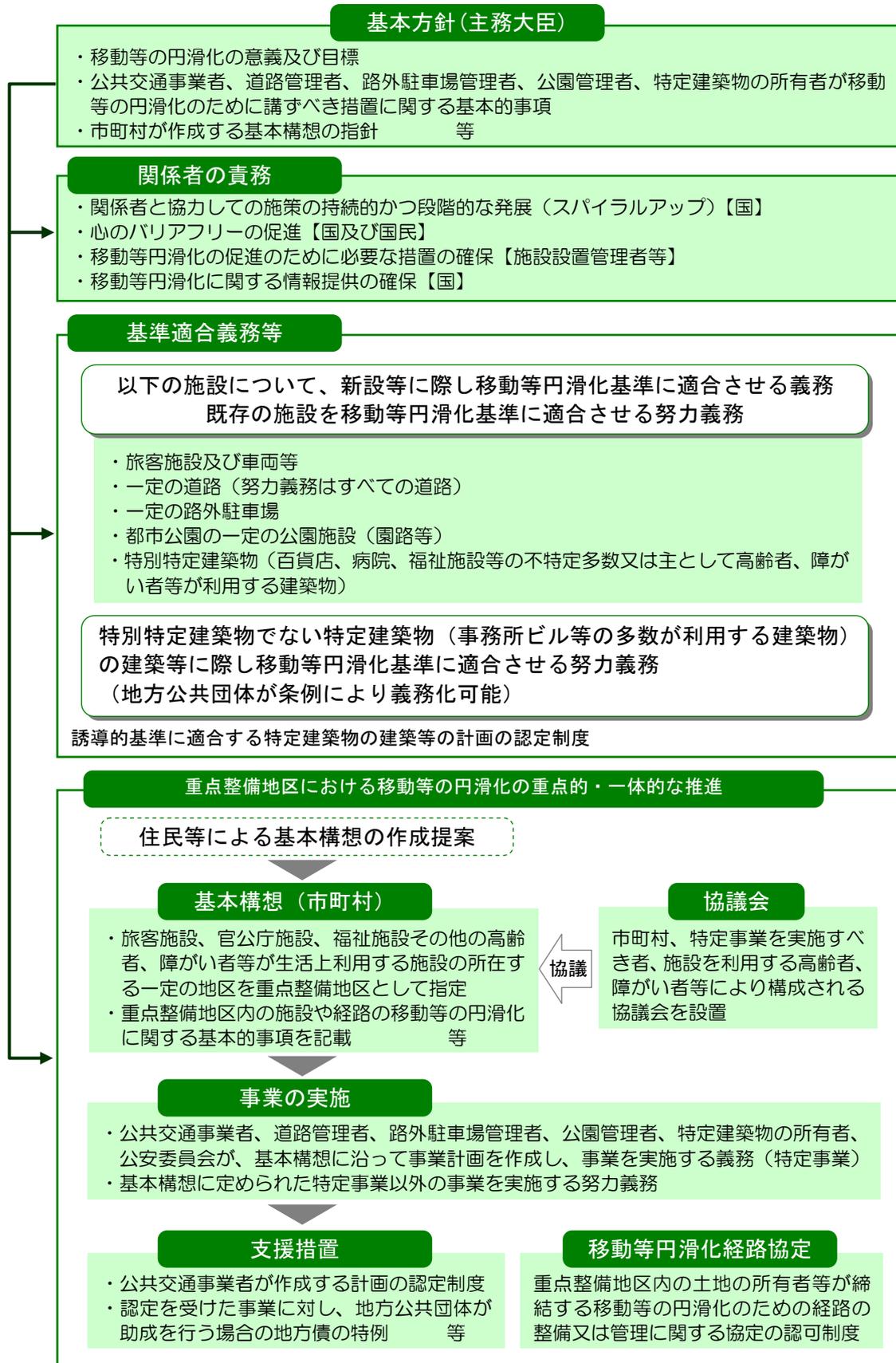
建築物等のバリアフリー化

■交通バリアフリー法による取組み

旅客施設等のバリアフリー化
道路等のバリアフリー化

総合的・一体的なバリアフリー（バリアフリー新法）

■ バリアフリー新法の基本的枠組み

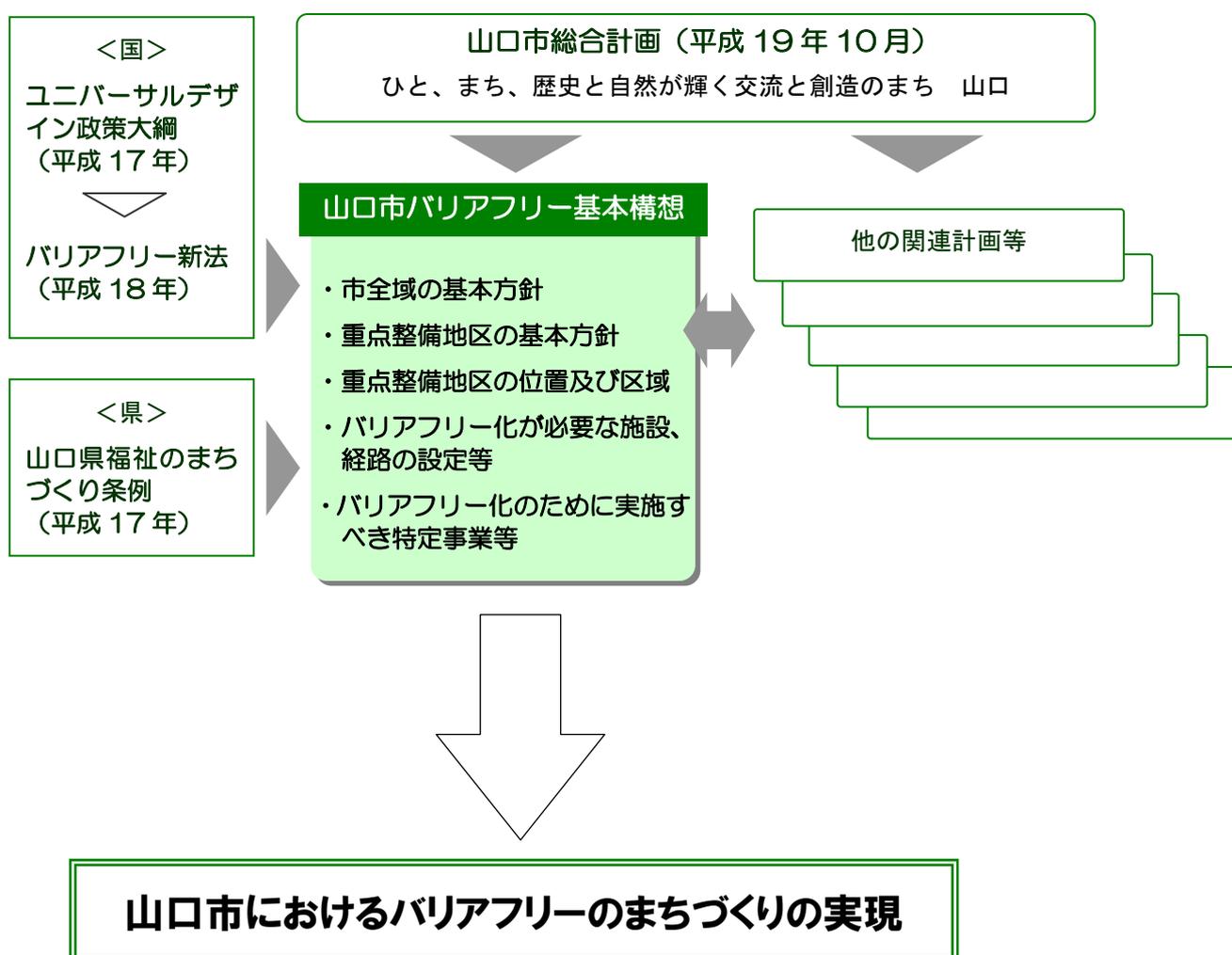


1-3 基本構想の役割

(1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー新法に基づいて策定するもので、まちづくりの基本的な考え方やバリアフリーの整備方針については、上位計画である山口市総合計画や山口県福祉のまちづくり条例を踏まえ策定します。また、市の関連計画との整合をとり、施策や事業の連携を図ります。

■基本構想の位置づけ



(2) 関係法令等

ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年7月 国土交通省)

【基本的考え方】

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく。

【5つの基本的考え方】

- (1) 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- (2) バリアフリー施策の総合化
- (3) だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- (4) だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- (5) 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

山口県福祉のまちづくり条例(平成17年7月改正 山口県)

【基本方針】

- (1) 福祉のまちづくりへの取組みを促進するため、県民意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進すること。
- (3) 高齢者、障害者等の社会的活動への自主的かつ積極的な参加を促進すること。

(3) 上位・関連計画等

①上位計画

山口市総合計画(平成19年10月 山口市)

【まちづくりの目標】 ~ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち 山口~

- ・誰もが健康で自立して暮らせる環境づくりや制度の充実を図るとともに、支えあいをより大きくすることで、お互いの結びつきを実感できる社会の実現を目指す。
- ・少子高齢化の進展と人口減少社会が見込まれる中、快適な日常生活を確保するため、誰もが不自由を感じずに安心して行動できるような環境整備を進める。

②福祉に関する計画

山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(平成21年3月 山口市・山口市社会福祉協議会)

【基本方針】 ~ともに支え合い誰もが心豊かに暮らすための地域社会づくり~

- 自立支援と社会参加による支え合いの仕組みづくり
- ・ボランティア活動や福祉教育の推進、地域福祉の人材発掘育成やユニバーサルデザインのまちづくりの推進により、ともに支えあい助け合う地域社会の構築を進める。

第一次山口市障害者基本計画(平成19年3月 山口市)

【基本目標】 ~みんなが助け合い支え合う地域づくり~

- (1) 心のバリアフリーの推進
 - ・「市報やまぐち」や市ホームページ等の各種メディアを利用して啓発活動を行う。
- (2) 福祉のまちづくりの推進
 - ・全ての人々にとって快適で住みよい「まち」であるという共通認識に立って、建築物等の整備改善を推進する。

③交通に関する計画

山口市市民交通計画(平成19年9月 山口市)

【基本理念】 ~創ろう！守ろう！みんなの公共交通~

○誰もが気軽に外出できる輸送サービスの提供

・高齢者や障害者、小さい子供を連れた人などが気軽に外出できるよう、福祉や教育と連携した輸送サービスを提供する。

○ユニバーサルデザインに基づいた環境整備

・公共交通施設のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者や自転車利用者に優しい移動環境を整える。

○安全・快適な歩行者空間の創出

・高齢化社会に対応し、街なかを徒歩、自転車で安全・快適に移動できる交通環境を整える。

④まちづくりに関する計画

山口市都市計画マスタープラン(平成13年3月 旧山口市)

【将来都市像】 ~自然と都市が共存し文化に彩られた21世紀の中核都市~

○バリアフリーの推進

・高齢者や障害者等の安全、円滑な移動に配慮した歩行者空間ネットワークの適切な確保

○住む人を重視したまちづくり

・市街地内交通の整理により、歩行者・自転車重視の道路づくりを進めることで都市本来の持つにぎわいや利便性の向上を図る。

山口市中心市街地活性化基本計画(平成19年5月 山口市)

【基本方針】

●にぎわいのあるまち ●暮らしやすいまち ●自然と文化の薫るまち

【目標】

○自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成

・公共交通の利便性の向上と暮らしに必要なサービスの集積などを進め、高齢者、障害者など誰もが暮らしやすいまちづくりを進める。

新山口駅ターミナルパーク整備構想(平成19年11月 山口市)

新山口駅ターミナルパーク整備基本計画(平成21年2月 山口市)

【基本方針】

・駅を中心とした市街地の自由な交流及び歩行環境整備

・ユニバーサルデザインに配慮した快適な乗り継ぎと効率的な移動の確保

・人が交流し、賑わいのある施設整備

・地域の文化性、地域性の演出

【整備方針】

■表口駅前広場

・「山口らしさ」を考慮した市及び県の玄関にふさわしい乗り継ぎの利便性や景観デザイン(ランドスケープデザイン)に配慮した整備

・周辺地域への回遊性、交流に配慮した歩行者動線を意識した整備

・賑わいを創出するたまり・交流空間の整備

・新幹線口駅前広場との交通(バス、タクシー、自家用車)の機能分担・機能強化を踏まえた整備(必要に応じ新幹線口駅前広場の整備)

・機能的な駐車・駐輪場の整備

■自由通路

・駅を中心とした市街地の自由な交流促進、及び歩行系ネットワークの連続性の確保

・賑わい、交流、たまりなどの機能を魅力的に演出することも視野に入れた適切な幅員の確保

・駅南北地区の一体感の創出と、移動の円滑化に配慮し、通行機能だけでなく、賑わいを創出する休憩、滞留などの様々な機能の導入

・交通機関間の乗り換えの利便性を図るとともに、駅舎と一体なった整備

■アクセス道路

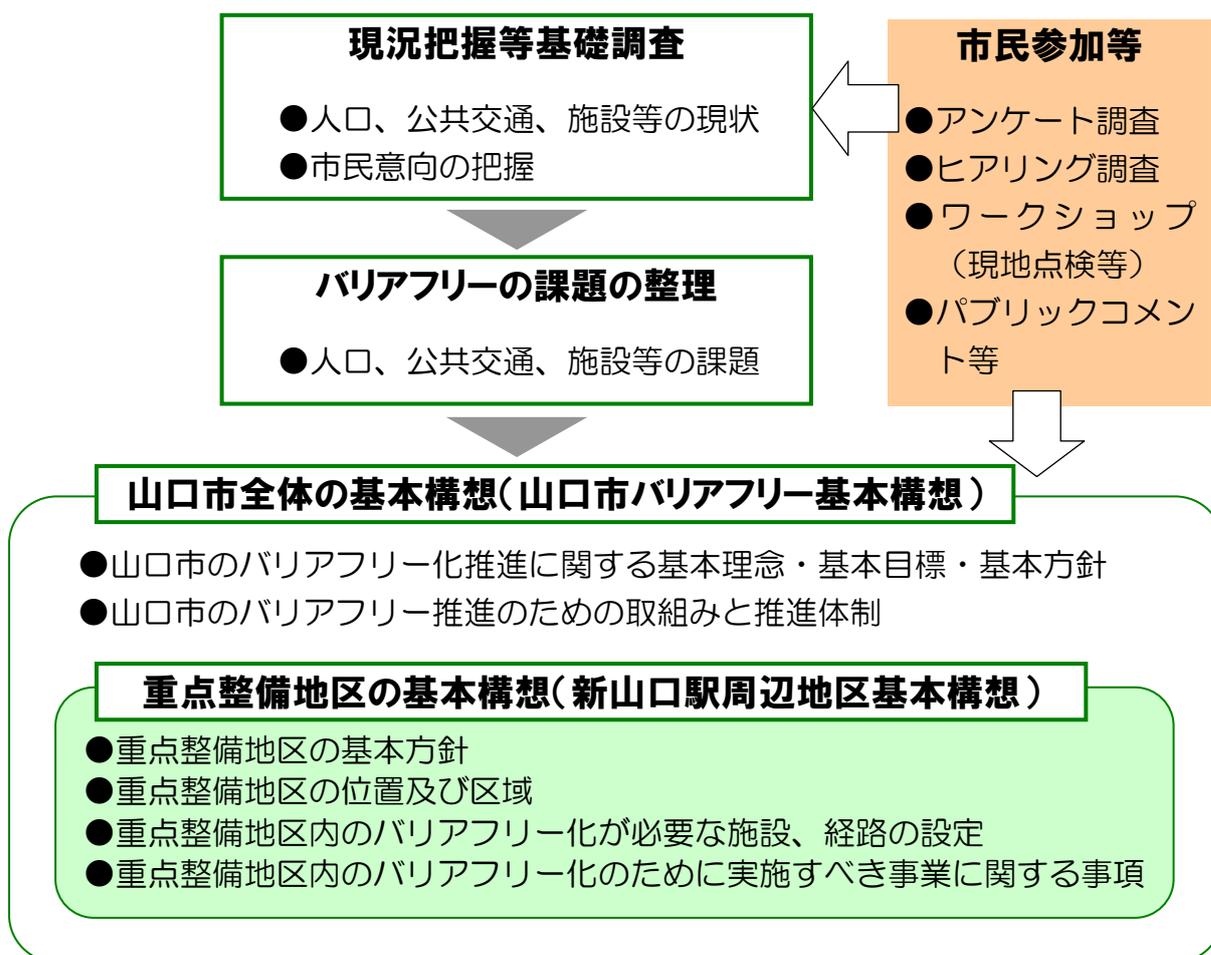
・広域的なアクセス性及び地域の発展を考慮した整備

・バリアフリー化や景観に配慮した快適で潤いのある歩行空間の整備

1-4 基本構想の構成

本基本構想策定にあたっては、市民意向を十分に踏まえたものとするため、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップ等を実施し、山口市全体の基本構想、重点整備地区の基本構想に反映します。

■基本構想の構成



2. 山口市の概況

2-1 位置・地勢

- 山口県の中央部に位置し、広域交流の拠点にふさわしいまちづくりが求められる

本市は、人口約 19 万人、市域面積は約 730 k m²、山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は阿東町、萩市、さらに島根県に接しています。

地勢は、北部の山地から榎野川と佐波川が流れ、盆地、南部の臨海平野へと続いています。また、広域交通網が東西南北に走り、県内の主要な都市に 1 時間以内で移動できるとともに、高速自動車道や山陽新幹線、山口宇部空港といった高速交通網との接続の便もよく、広域交流の拠点にふさわしいまちづくりを進める必要があります。

■山口市の位置



2-2 人口動向等

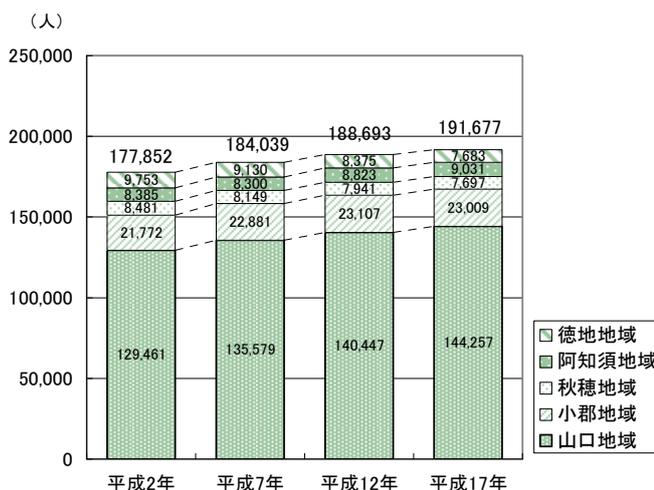
(1) 人口推移

●総人口は増加傾向にあり、特に山口地域と阿知須地域で増加している

本市の人口は増加傾向にあり、平成17年で191,677人となっています。平成2年と平成17年で13,825人増加していますが、増加率は次第に減少しています。

特に、山口地域と阿知須地域の人口は増加傾向にあります。秋穂地域や徳地地域の人口は減少傾向にあります。

■山口市の人口推移



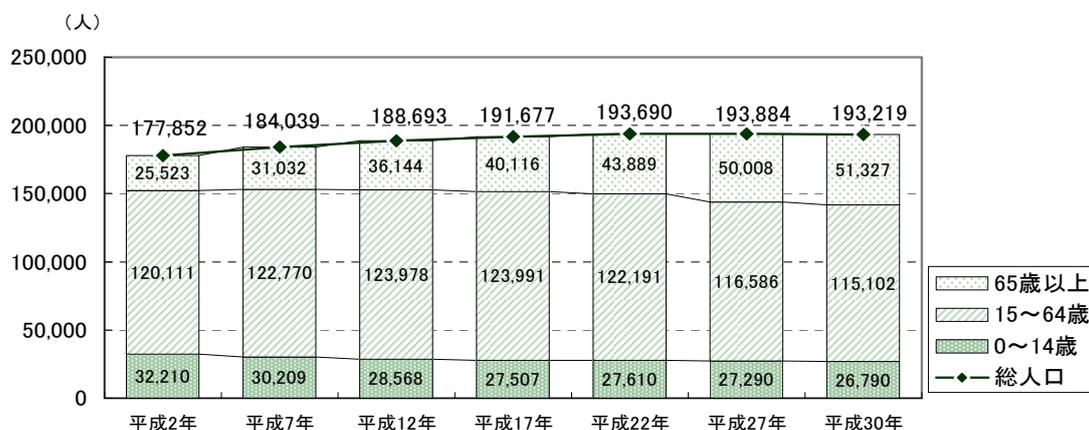
(出典：国勢調査)

(2) 年齢別人口と人口推計

●少子高齢化が進展し、平成27年頃をピークに減少に転じることが予想される

近年では少子高齢化が進展し、特に高齢化が著しく進んでいます。平成17年の高齢化率は20.9%となっており、平成2年の高齢化率と比較して6.5ポイント増加しています。総人口は、平成27年頃をピークに人口減少に転じるものの、高齢化はさらに進行することが予想され、長期的な視点で、市民がお互いに支えあっていく社会をつくっていくことが求められます。

■山口市の年齢別人口と人口推計



(出典：国勢調査及び山口市総合計画)

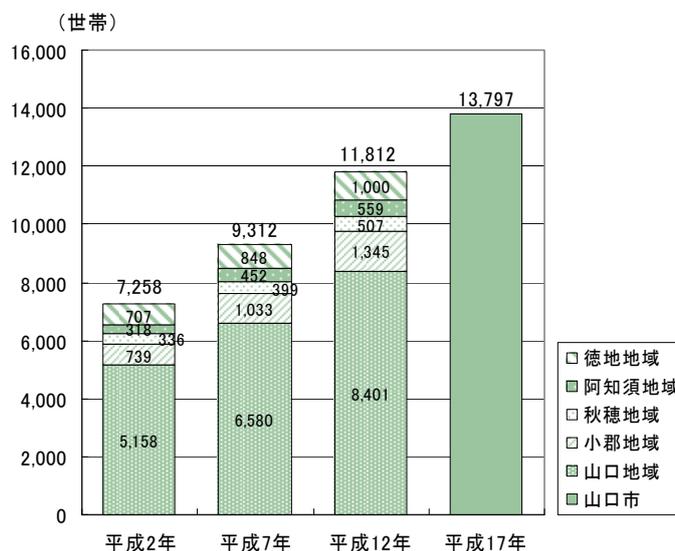
(3) 高齢者世帯の状況

- すべての地域で高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯数は増加している

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は大幅に増加しており、平成17年で13,797世帯となっています。すべての地域で増加しており、特に山口地域と徳地地域での増加が目立ちます。

今後も高齢化が進展することが推計されており、高齢者単身・夫婦世帯も増加することが予想されることから、高齢者だけでも安心して外出できる環境づくりが必要です。

■山口市の高齢者単身・夫婦世帯の推移



(出典：国勢調査)

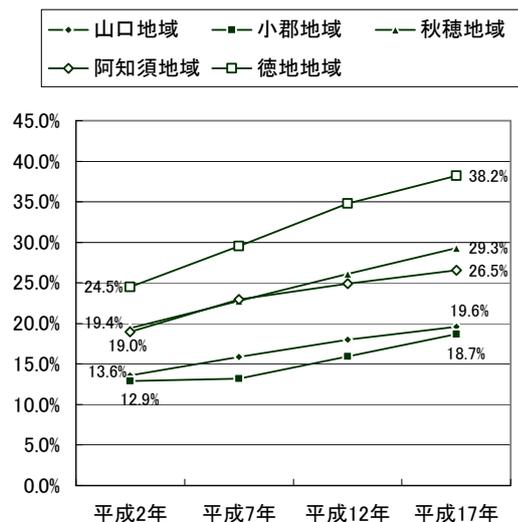
(4) 地域別高齢化率の状況

- すべての地域で高齢化が進行しており、特に徳地地域の高齢化率が高い

地域別の高齢化率をみると、すべての地域で高齢化が進行しています。特に、徳地地域の高齢化が著しく、平成17年で38.2%となっています。次いで、秋穂地域が29.3%、阿知須地域が26.5%と高齢化率が高くなっています。

これらの地域の高齢者にも配慮し、全市的に一体的な移動円滑化を検討することが求められます。

■山口市の地域別高齢化率の推移



(出典：国勢調査)

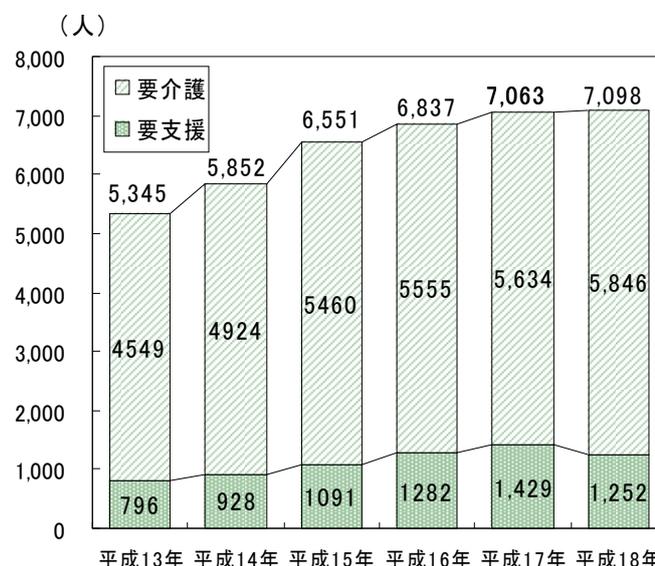
(5) 要介護、要支援認定者数の推移

●要介護、要支援認定者数は増加傾向にあり、平成 18 年度では 7,098 人となっている

要介護、要支援認定者数は増加傾向にあり、平成 18 年度では 7,098 人となっています。特に、要介護認定者数は大幅に増加しており、今後の高齢化の進行に伴い、さらに増加していくことが推察されます。

要介護、要支援認定者とともに、介護者や支援者の状況も把握しながら、バリアフリーのまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

■山口市の要介護、要支援認定者数の推移



(出典：市介護保険課)

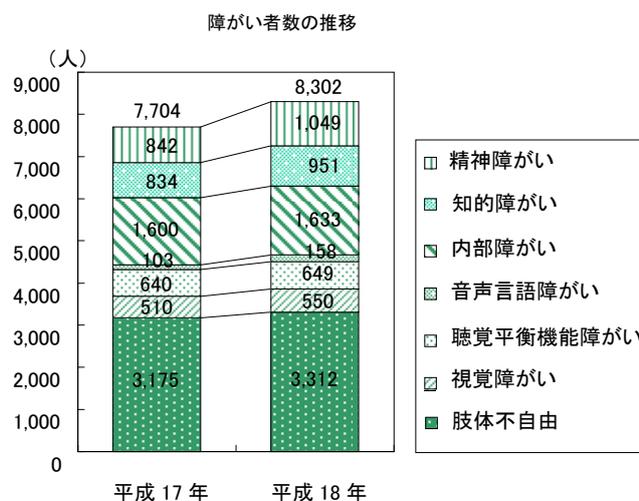
(6) 障がい者数の推移

●障がい者数は増加傾向にあり、平成 18 年度では 8,302 人となっている

障がい者数は増加傾向にあり、平成 18 年度では 8,302 人となっています。特に近年では、肢体不自由者に次いで、知的障がい者や精神障がい者の増加がみられます。

様々な障がいのある人に配慮したバリアフリー化と、ソフト的な取り組みとが連携し、誰もが安心して生活できる社会を構築することが求められます。

■山口市の障がい者数の推移



(出典：市高齢障害課)

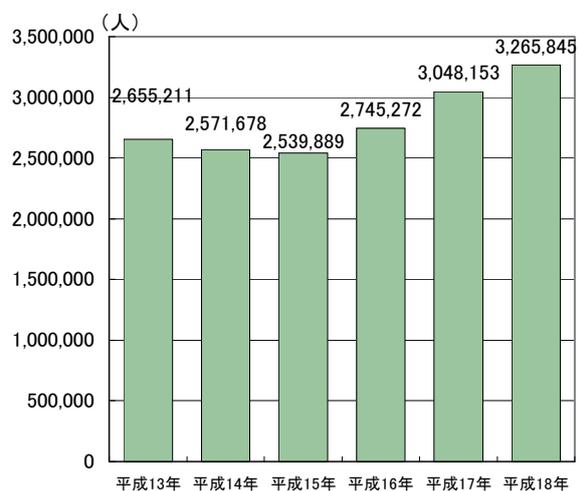
(7) 観光客数の推移

- 観光客数は増加傾向にあり、平成 18 年度では約 320 万人となっている

本市には、湯田温泉や、明治維新関連の歴史・文化資源などの多くの観光資源があります。平成 15 年以降は観光客数が増加傾向にあり、平成 18 年では 3,265,845 人となっています。

旅客施設や公共交通などは、市民だけでなく、多くの来訪者が利用しており、不特定多数の利用者に配慮したバリアフリーのまちづくりが求められます。

■山口市の観光客数の推移



(出典：山口県統計年鑑)

2-3 公共交通の状況

(1) 交通体系

- JR 各線が市域を横断し、新山口駅ですべての路線が結節している
- 各地域を結ぶ路線バスが運行している

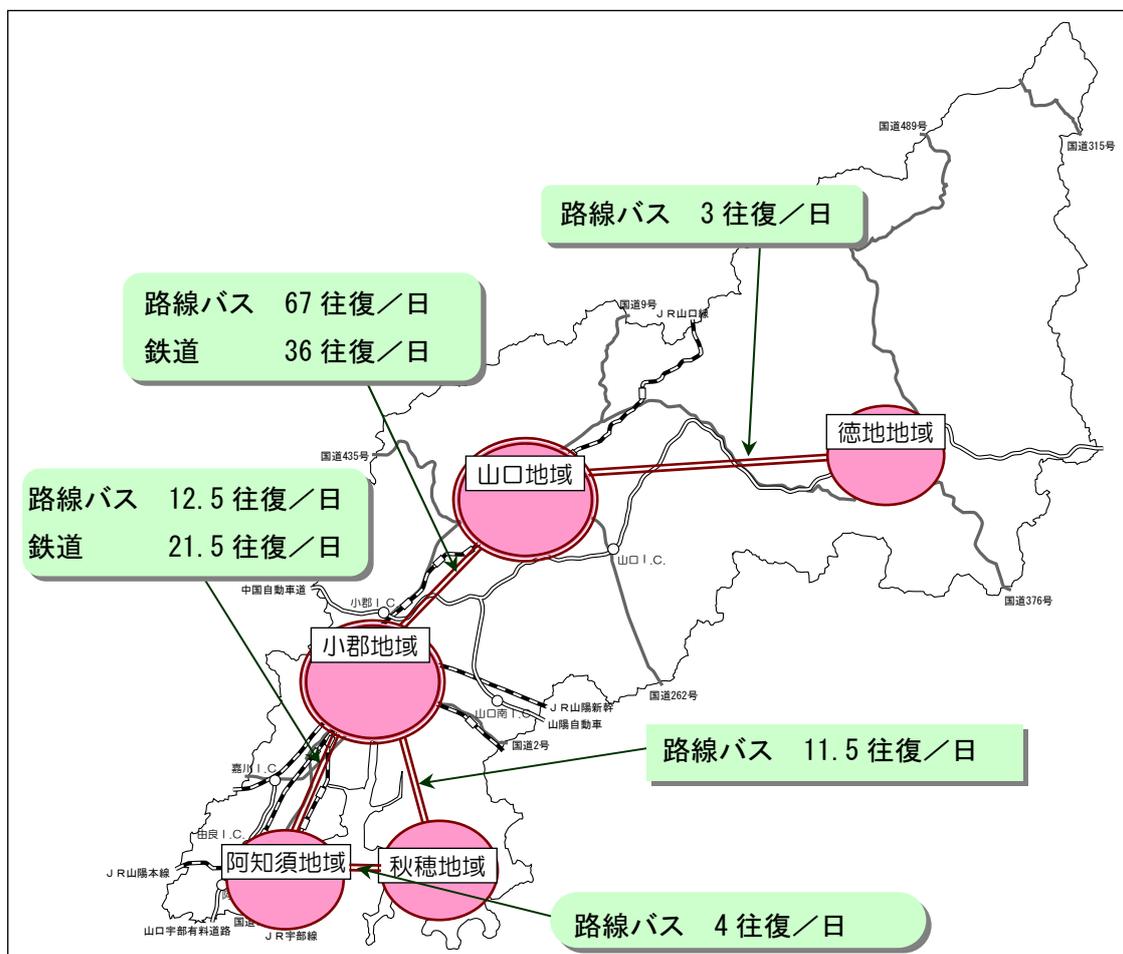
本市の交通体系は、山陽新幹線、山陽本線、山口線、宇部線が市域を横断し、新山口駅ですべての路線が結節しています。

バス路線は民間事業者2社と宇部市交通局が運行しており、各地域を結んでいます。また、山口地域では「コミュニティバス」、徳地地域では「生活バス」を市が運行しています。さらに、7つの地域では「コミュニティータクシー」を地域組織が運行しています。

本市のタクシー事業者数は17事業者となっています。

これらの公共交通においてもバリアフリー化を推進するため、各事業者との連携が求められます。

■公共交通の現状図(平成20年10月現在)



(出典：市交通政策課)

(2) 鉄道駅利用者数

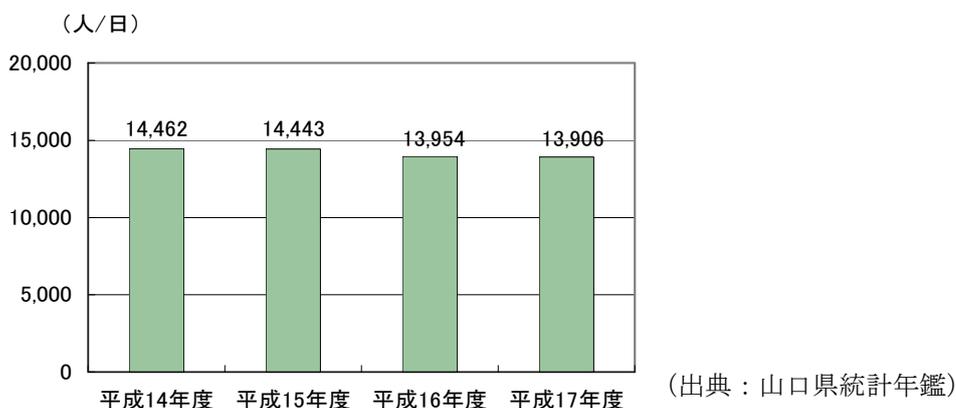
- 駅別の1日平均乗降客数は、新山口駅が最も多く、次いで山口駅、湯田温泉駅となっている

鉄道駅の1日平均乗車人員の推移をみると、年々減少しています。鉄道駅別の1日平均乗降客数をみると、山陽新幹線が通る新山口駅は、14,364人/日となっており、本市の広域的な玄関口となっています。次いで山口駅が3,752人/日、湯田温泉駅が2,084人/日となっています。

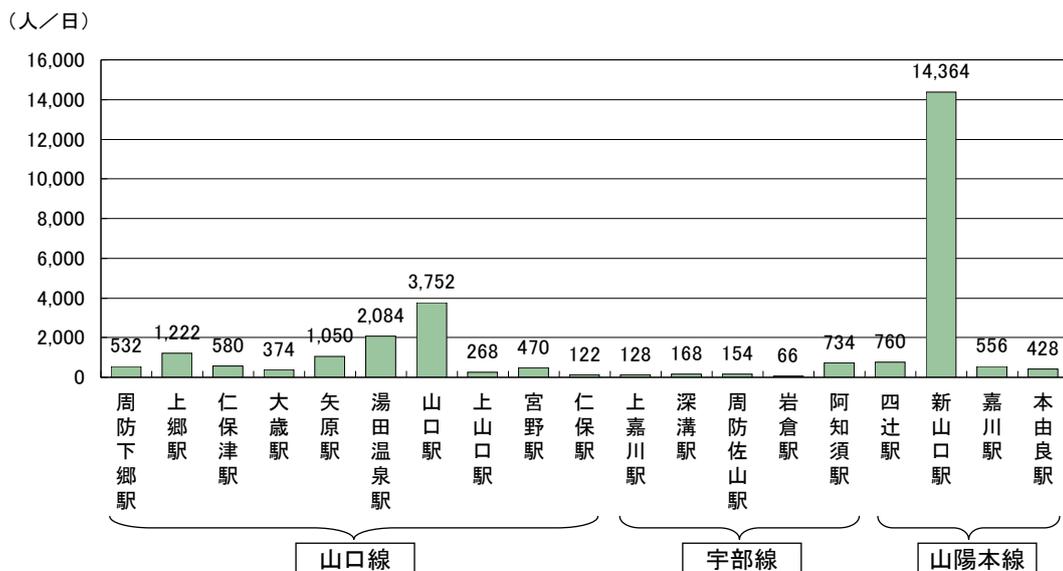
山口線の山口駅以北の駅や宇部線の駅は、乗降客数が少ない状況にあります。

利用者が多く、交通結節点となっている新山口駅を中心に、各鉄道駅においても、バリアフリー対応を進めていく必要があります。

■ 山口市内の全鉄道駅の1日平均乗車人員（合計）の推移



■ 山口市内の各鉄道駅別1日平均乗降客数（平成17年度）



※新山口駅は、新幹線（7628人/日）と在来線（6736人/日）の合計

(出典：山口県統計年鑑)

(3) 交通手段

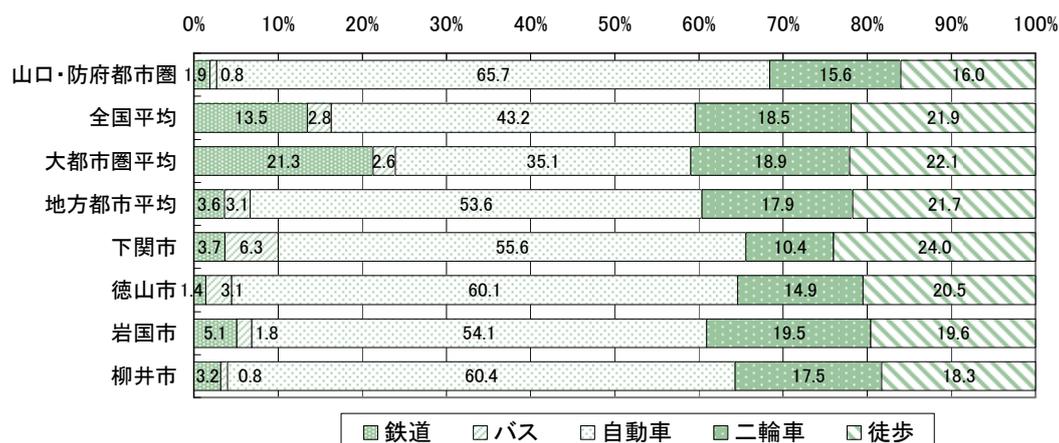
- 周辺都市と比較して自動車依存度が高く、公共交通利用は極めて低い
- 若年層や高齢者では公共交通や徒歩・自転車等が重要な交通手段となる

外出時の交通手段は自動車が 65.7% で最も多く、周辺都市と比較して自動車依存度が高く、公共交通利用は 2.7% と極めて低い状況にあります。

年齢階層別にみると、20 歳代から 60 歳代においては、自動車利用が多くなっていますが、若年層や高齢者では公共交通や徒歩・自転車等が重要な交通手段となっています。

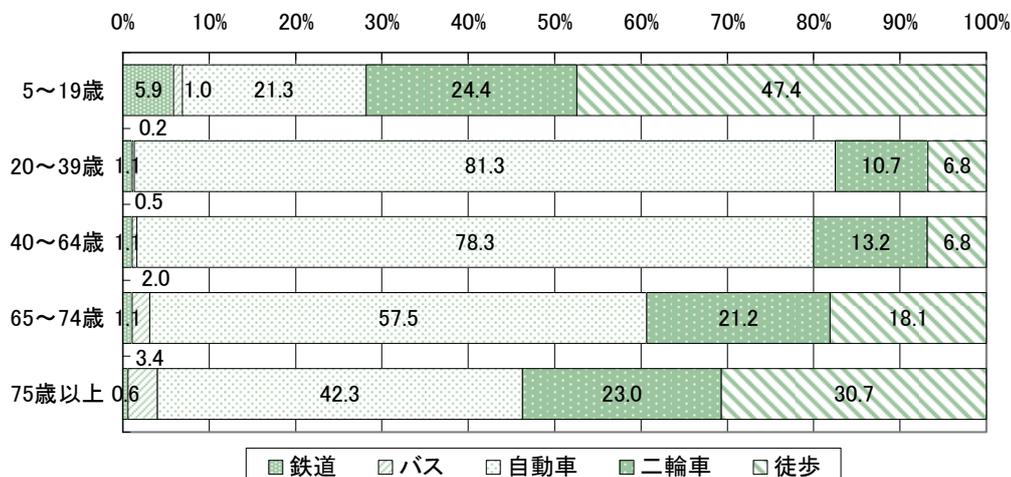
今後も高齢化が進展していくことが予想されるなか、高齢者の交通手段として公共交通が果たす役割は大きく、各地域を安全で快適に移動できるネットワークを構築しておく必要があります。

■ 代表交通手段構成比の他都市との比較



(出典：山口・防府都市圏総合都市交通体系調査、平成 18 年 3 月)

■ 年齢階層別代表交通手段構成比



(出典：山口・防府都市圏総合都市交通体系調査、平成 18 年 3 月)

2-4 主要な施設の状況

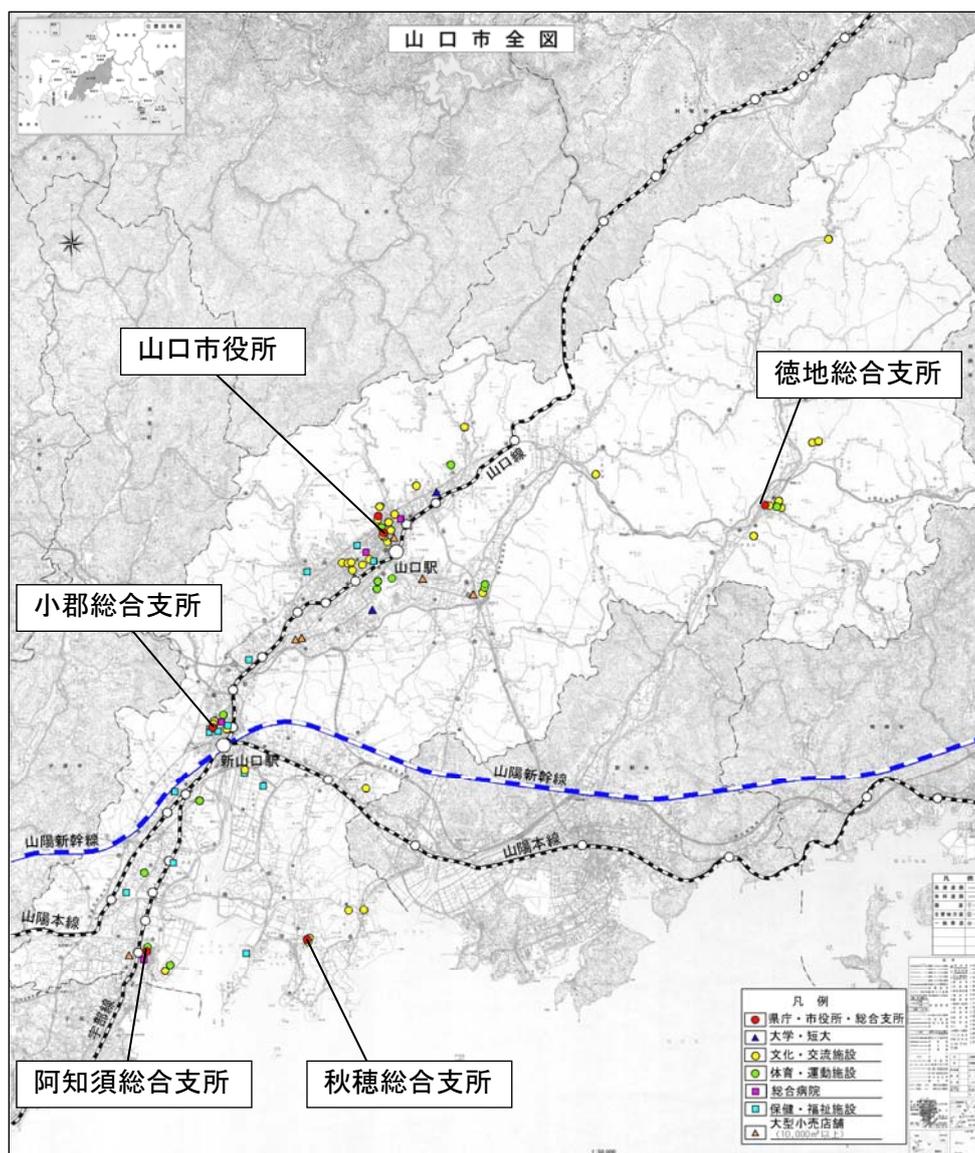
(1) 主要な施設の分布

- 山口地域及び小郡地域の市街地内に多くの主要施設が立地し、その他旧町の中心や駅を中心とした地区に分布している
- 大型小売店舗は市街地縁辺部や郊外部の道路沿線に立地している

官公庁や保健・福祉施設、文化交流施設など、新山口駅周辺や山口駅周辺の市街地に集中しています。また、その他旧町の中心や駅周辺を中心に公共施設が分布しています。大型小売店舗は市街地縁辺部や郊外部の幹線道路沿線に立地しています。

これらの施設が集積した地域を中心に、施設単体だけでなく施設間を円滑に移動できる一体的なバリアフリー化が求められます。

■山口市の主要な施設の分布状況



(2) 主要な施設のバリアフリー化の状況

- 市役所・総合支所は、不特定多数が利用する地域の中心的な公共施設であるが、バリアフリー化は十分ではない。
- 市内の鉄道駅は約8割が無人駅であるとともに、駅出入口からホームまでのアクセスにおいて、階段、跨線橋があるなど、バリアフリー化は十分ではない。
- その他の建築物や公共交通機関については、法律の施行に伴い一定のバリアフリー化の推進が見られるが、より一層促進されることが望ましい。
- 建築物の施設については、市役所・総合支所などでは車椅子対応のトイレが整備されているものの、オストメイトや子供連れ対応が不十分である。また、休日、夜間においては施設の管理上、利用時間が制限される場合が多い。

①市役所・総合支所

山口市役所では、エレベーター（EV）、多機能トイレ、正面玄関のアクセス・案内に関して、概ね整備されています。総合支所においては、エレベーター（EV）やトイレのオストメイト対応、総合案内などの整備が不十分な状況にあります。

市や地域の中心的な公共施設として、高齢者や障がい者等の利用が多く、今後もバリアフリー化の充実が求められます。

■市役所・総合支所の整備状況（平成19年10月現在）

| 市役所・総合支所の整備状況 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------|--------|--------|---------------|------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|--|--|-----|--------------------------------------|
| ※EVが設置されている場合、扉幅90cm以上=○、扉幅90cm未満=△ | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 建物階数 | EV※ | 多機能トイレ | | | | 正面玄関 | | | 来客用 駐車場 | その他 | |
| | | 有 無 | 有 無 | 車 椅子 対応 | オ スト メ イト 対 応 | ベ ビ ー 用 オ ム ツ 交 換 台 | ス ロ ー プ の 有 無 | 内 付 の 有 無 | 有 人 案 内 所 の 有 無 （ 総 合 案 | ブ ロ ッ ク の 有 無 誘 導 用 | | 視 覚 障 が い 者 の 数 |
| 山口市役所 | 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 3 | |
| 小郡総合支所 | 3 | △ | ○ | ○ | X | X | ○ | X | X | X | 2 | 1Fにベビーベッド有 |
| 阿知須総合支所 | 3 | X | ○ | ○ | X | X | ○ | X | X | X | 3 | 1Fにベビーベッド有 |
| 秋穂総合支所 | 3 | △ | ○ | ○ | X | X | ○ | X | X | X | 4 | 2Fに正面玄関有 |
| 徳地総合支所 | 5 | X | ○ | ○ | X | ○ | ○ | X | X | X | 2 | 多機能トイレにシャワー有 |

②鉄道駅

山口駅と新山口駅においては、トイレ、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備がされていますが、駅出入口からホームまでのアクセスには、階段や跨線橋があることから、身体が不自由な高齢者や障がい者等にとっては、移動が困難な状況にあります。その他の本市の駅は、無人駅や、跨線橋を通過してホームにアクセスする駅が多く、ハード的な整備とソフト的な取組みの両面でバリアフリー化を進めていくことが求められます。

■山口市内の鉄道駅の整備状況（平成19年10月現在）

| 旅客施設の整備状況 | | | | | | |
|-----------|--|-----------------------------------|---|------------------|------------------|---|
| 指標 | 駅入口から改札口までのアクセス性 段差=1段のもの 階段=2段以上のもの | 改札口から各ホームまでのアクセス性 ※EV=駅員の誘導が必要 | トイレの有無 △=トイレはあるが、車椅子、オストメイト、ベビー用オムツ交換台のいずれかが備っていない | 駅員の有無 △=時間制限有 | 視覚障がい者誘導用ブロックの有無 | |
| JR山口線 | 周防下郷駅 | 階段 | — | X | X | ○ |
| | 上郷駅 | 段差 | — | ○ | X | ○ |
| | 仁保津駅 | 階段 | — | X | X | ○ |
| | 大歳駅 | — | 跨線橋 | △ | X | ○ |
| | 矢原駅 | 階段又はスロープ | — | △ | X | ○ |
| | 湯田温泉駅 | 階段又はスロープ | — | △ | △ | ○ |
| | 山口駅 | — | 跨線橋 | ○ | ○ | ○ |
| | 上山口駅 | 階段又はスロープ | — | X | X | ○ |
| | 宮野駅 | — | スロープ | △ | X | ○ |
| JR宇部線 | 仁保駅 | 階段 | 跨線橋 | X | X | X |
| | 上嘉川駅 | 階段 | — | △ | X | X |
| | 深溝駅 | — | 跨線橋 | △ | X | X |
| | 周防佐山駅 | 階段 | — | △ | X | X |
| JR山陽本線 | 岩倉駅 | 階段 | — | △ | X | X |
| | 阿知須駅 | — | 跨線橋 | △ | △ | ○ |
| | 本由良駅 | 階段 | 跨線橋 | △ | X | X |
| | 嘉川駅 | 段差 | 跨線橋 | △ | X | X |
| 結節点 | 四辻駅 | 階段 | 跨線橋 | △ | X | ○ |
| | 新山口駅(新幹線) | 段差又はスロープ、エスカレーター | 階段又はエスカレーター、EV※ | ○ | ○ | ○ |
| | 新山口駅(在来線) | 段差又はスロープ | 跨線橋 | ○ | ○ | ○ |

③その他の建築物・施設におけるバリアフリー化

バリアフリー新法（旧ハートビル法含む）における認定建築物数は、山口市全体で15棟あり、うち山口地域北部に11棟あります。今後も制度の周知を図り、認定建築物を普及していくことが必要です。また、市役所・総合支所、認定建築物等ではバリアフリー対応のトイレが整備されているものの、休日、夜間には使用できなくなるといった問題もあります。

■山口市内の認定建築物数（棟）（平成21年1月現在）

| 山口市における認定建築物 | 内訳 | | | | | |
|--------------|--------|--------|------|-------|------|------|
| | 山口地域北部 | 山口地域南部 | 小郡地域 | 阿知須地域 | 秋穂地域 | 徳地地域 |
| 15 | 11 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 |

（出典：市開発指導課）

④公共交通（山口県）

低床バスの導入割合は、国土交通省の調査（平成19年度末）によると、全国平均で37.5%となっており、平成18年度末と比較して、約18%増となっています。山口県での導入割合は17.9%となっています。

福祉タクシー（寝台専用車・車椅子専用車・兼用車・回転シート等）の車両数は、国土交通省の調査（平成19年度末）によると、全国では10,514台となっており、平成18年度末と比較して、約9%増となっています。山口県での福祉タクシー車両数は125台となっています。

■乗合バス事業者の低床バスの導入割合（平成20年3月現在）

| 区分 | 総車両数(台) | 導入車両数(台) | 割合(%) |
|-----|---------|----------|-------|
| 山口県 | 776 | 139 | 17.9 |
| 全国 | 60,252 | 22,578 | 37.5 |

■福祉タクシー車両数（平成20年3月現在）

| 区分 | 福祉タクシー車両数(台) |
|-----|--------------|
| 山口県 | 125 |
| 全国 | 10,514 |

（出典：移動等円滑化実績等報告書）

3. 市民意識

3-1 市民アンケート調査の結果概要

(1) 市民アンケート調査概要

目的：市民が、普段外出される時に感じている移動や施設利用時の問題点等について把握すること

期間：平成 19 年 11 月 22 日～平成 19 年 12 月 10 日

調査対象：・一般市民アンケート…18 歳以上の市民から 2,500 人を無作為抽出
・高齢者・障がい者等アンケート…高齢者 200 人、障がい者 201 人、妊婦・乳幼児連れ 100 人

調査方法：・一般市民アンケート…郵送による配布・回収
・高齢者・障がい者等アンケート…団体等を通じて配布、郵送による回収

回収結果：

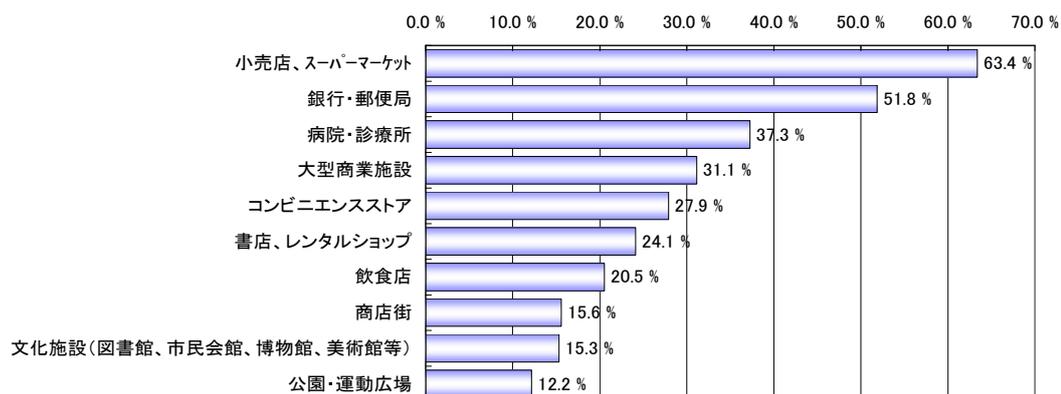
| 対象 | 配布数 | 返却 受取人不明等 | 有効配布数 A | 回収数 B | 回収率 B/A |
|--------------------|-------|--------------|------------|----------|------------|
| 一般市民アンケート | 2,500 | 15 | 2,485 | 1,111 | 44.7% |
| 高齢者・障がい者等 アンケート | 501 | 0 | 501 | 340 | 67.8% |

(2) 市民アンケート調査結果の概要

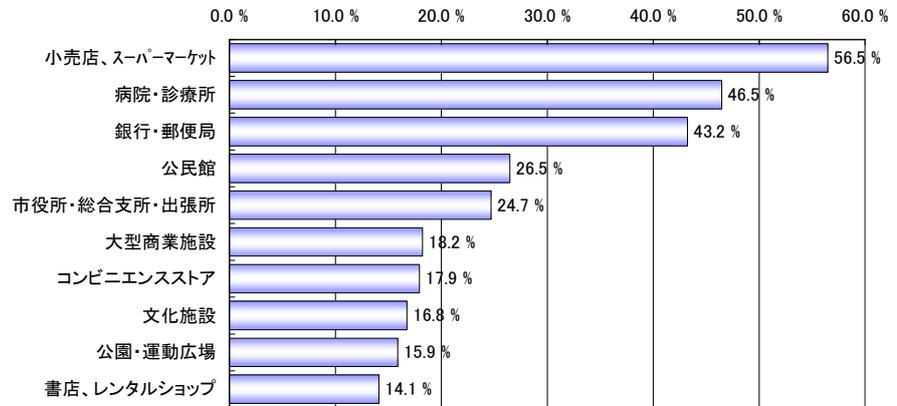
①よく利用する施設の状況

よく利用する施設については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、「小売店、スーパーマーケット」が最も多くなっています。上位 10 項目を比較すると、一般市民アンケートでは民間施設の利用が多くなっていますが、高齢者・障がい者等アンケートでは公民館や市役所・総合支所・出張所などの公共施設の利用も多くなっており、公共と民間の一体的なバリアフリー化が求められます。

<一般市民アンケート（上位 10 項目）>

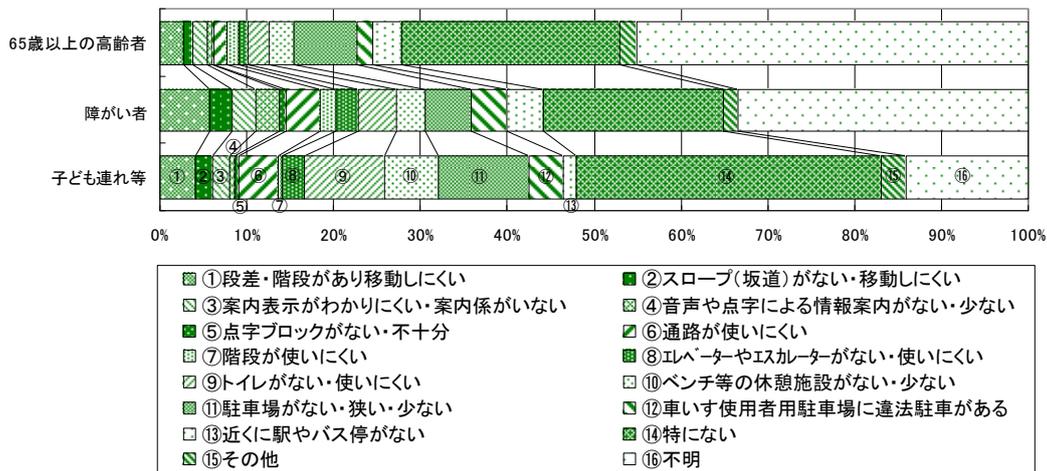


<高齢者・障がい者等アンケート（上位10項目）>



②施設の利用にあたっての問題点

よく利用する施設の問題点については、65歳以上の高齢者は、駐車場の問題や近くの施設に駅やバス停がないことなど、施設の利便性に関する意見が上位にきています。障がい者は、段差・階段の問題が最も多く、移動円滑化に関する問題への対応が課題としてあげられます。子ども連れにおいては、駐車場の問題が最も多く、次いでトイレの問題やベンチ等の休憩施設がないことなどの意見が多く、利用する施設や設備に関する問題への対応が課題としてあげられます。



注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

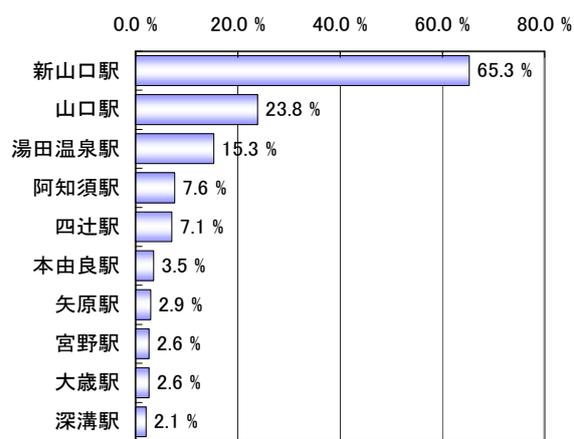
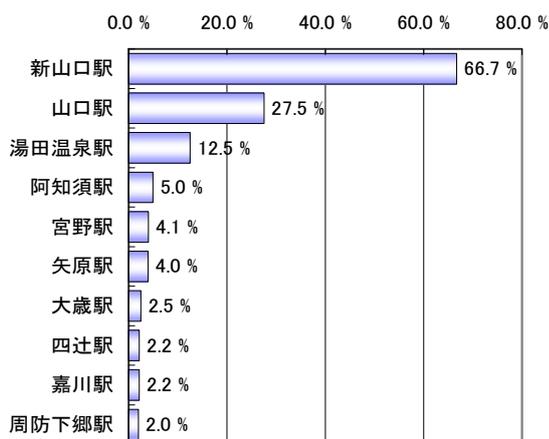
③よく利用する鉄道駅の状況

よく利用する鉄道駅は、一般市民アンケートでは、「新山口駅」が66.7%と最も多く、次いで「山口駅」が27.5%、「湯田温泉駅」が12.5%、「阿知須駅」が5.0%となっています。高齢者・障がい者等アンケートでもほぼ同様の結果となっています。

利用者が多い駅については、特に不特定多数の利用を考慮した整備が求められます。

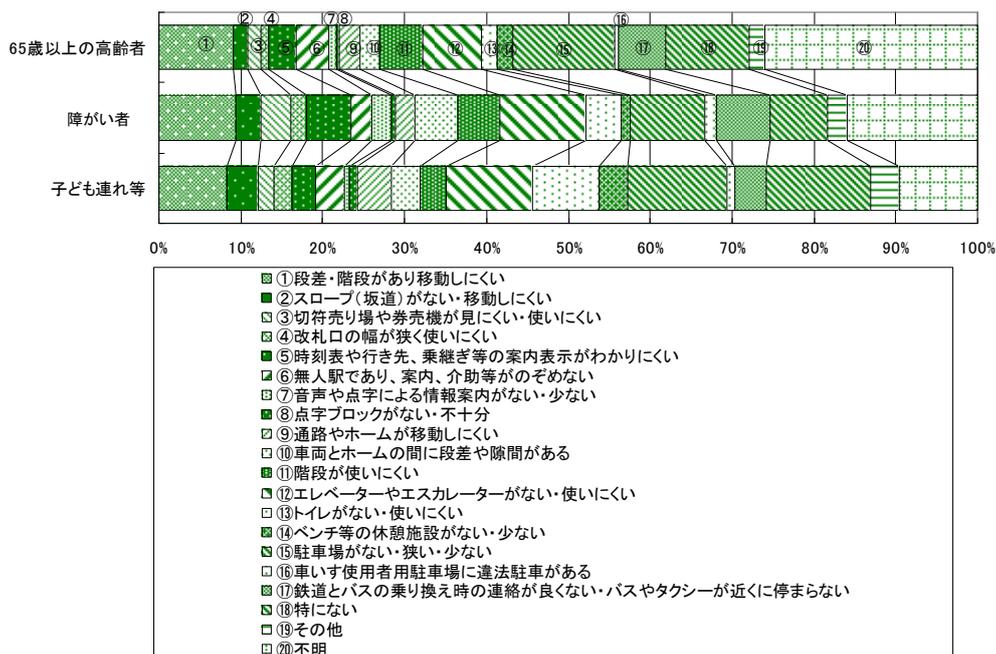
<一般市民アンケート（上位10項目）>

<高齢者・障がい者等アンケート（上位10項目）>



④鉄道駅の利用にあたっての問題点

鉄道駅の利用にあたっての問題点は、駐車場が少ないことや階段・エレベーターなどに関する問題を指摘する意見が多く、移動円滑化に関する問題への対応が課題としてあげられます。子ども連れ等においては、65歳以上の高齢者や障がい者と比較して、トイレに関する問題も多く指摘されています。



注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

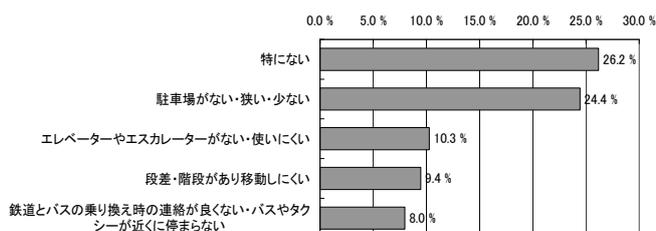
⑤ 鉄道駅の利用にあたっての問題点（鉄道駅別）

一般市民アンケートでは、最も利用者が多い「新山口駅」においては、「特にない」（26.2%）に次いで、「駐車場がない・狭い・少ない」が24.4%、「エレベーターやエスカレーターがない・使いにくい」が10.3%、「段差・階段があり移動しにくい」が9.4%となっており、「山口駅」についても同様の問題点が指摘されています。

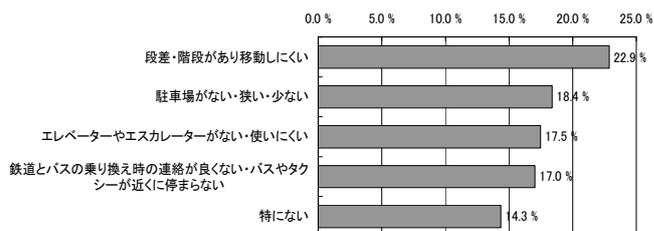
高齢者・障がい者等アンケートでは、最も利用者が多い「新山口駅」においては、「段差・階段があり移動しにくい」（22.9%）に次いで、「駐車場がない・狭い・少ない」が18.4%、「エレベーターやエスカレーターがない・使いにくい」が17.5%となっています。「特にない」が最も多い一般市民アンケートと比較して、駅施設の問題意識に差異がみられ、高齢者・障がい者等の利用に配慮したバリアフリー化が求められます。

■ 新山口駅

＜一般市民アンケート＞

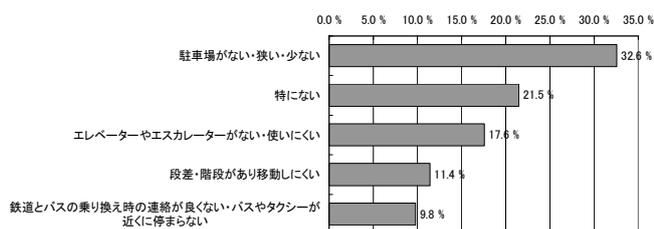


＜高齢者・障がい者等アンケート＞

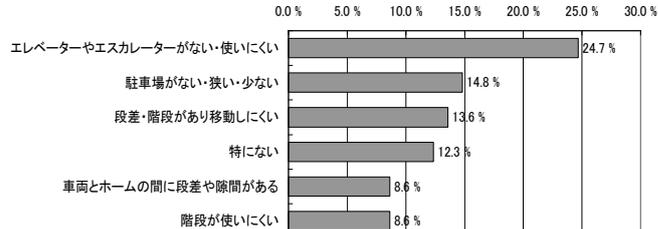


■ 山口駅

＜一般市民アンケート＞

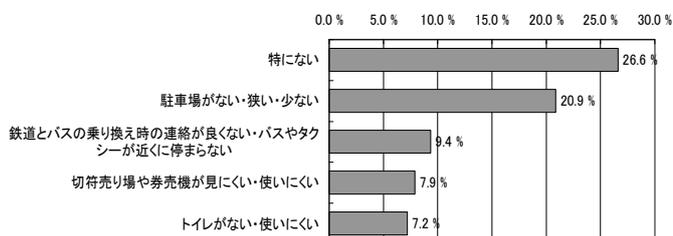


＜高齢者・障がい者等アンケート＞

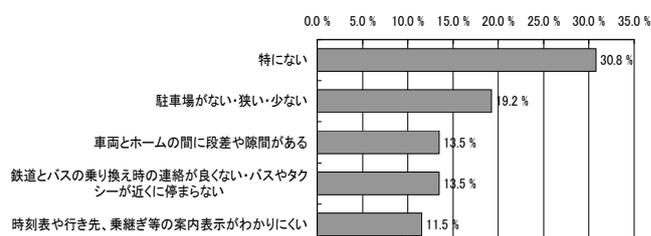


■ 湯田温泉駅

＜一般市民アンケート＞



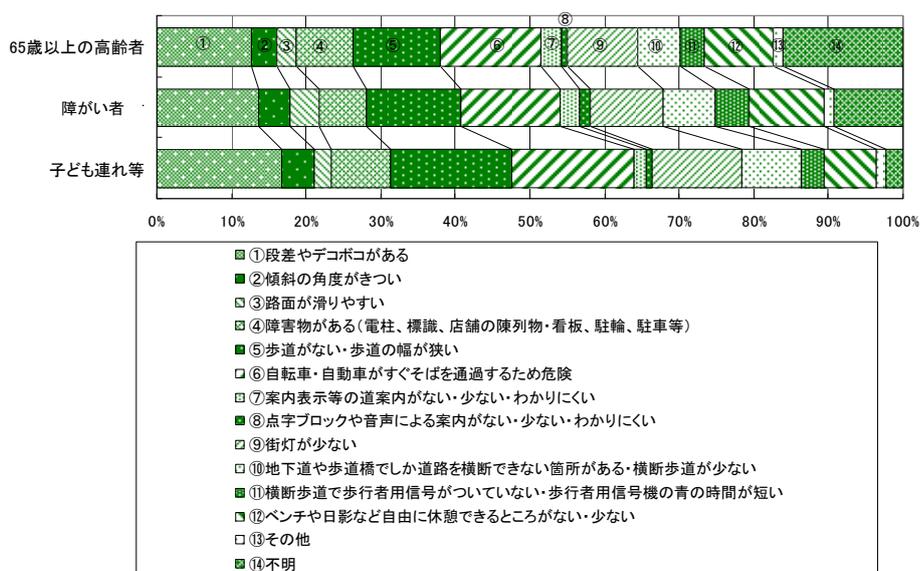
＜高齢者・障がい者等アンケート＞



⑥道路・歩道等の歩行環境の問題点

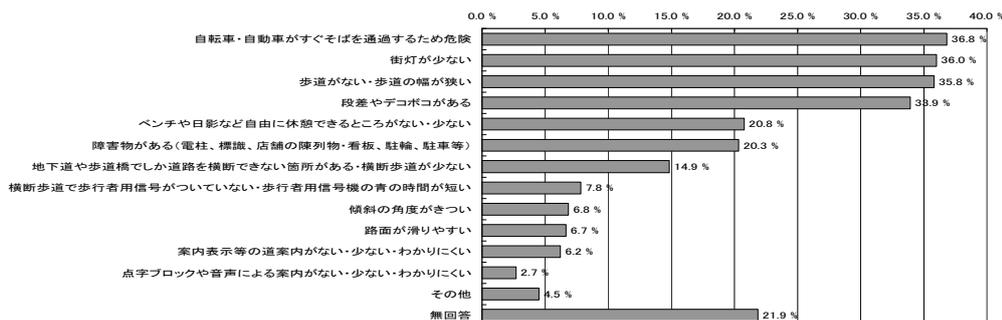
道路・歩道等の歩行環境の問題点では、段差や歩道の幅、自転車・自動車のすれ違いに関する指摘が多くなっており、歩道の整備とともに、歩行者に対する譲り合いの心を醸成していくことが必要です。

一般市民アンケートでは、自転車・自動車のすれ違いや街灯が少ないことなど安全性に関する指摘が多く、高齢者・障がい者等アンケートでは、段差や歩道の幅など移動円滑化に関する指摘が多くなっています。

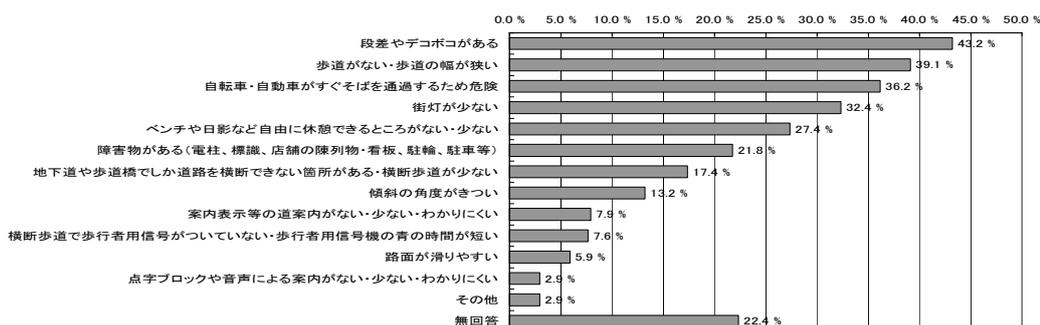


注) 65歳以上の高齢者、障がい者、子ども連れ等については、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートを合わせて対象を抽出し、集計している

<一般市民アンケート>



<高齢者・障がい者等アンケート>

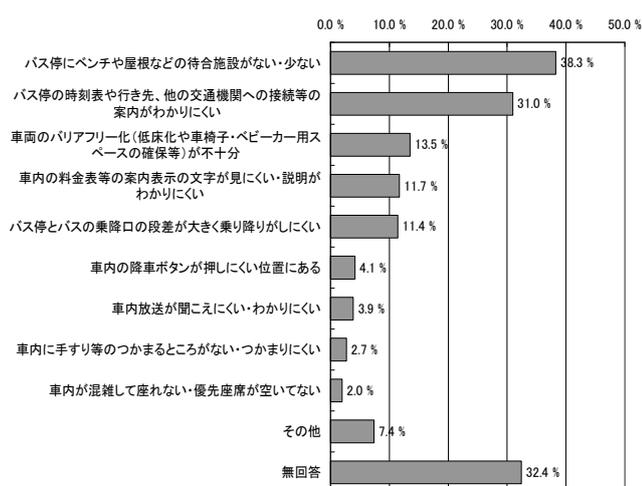


⑦バス停及びバス車両の問題点

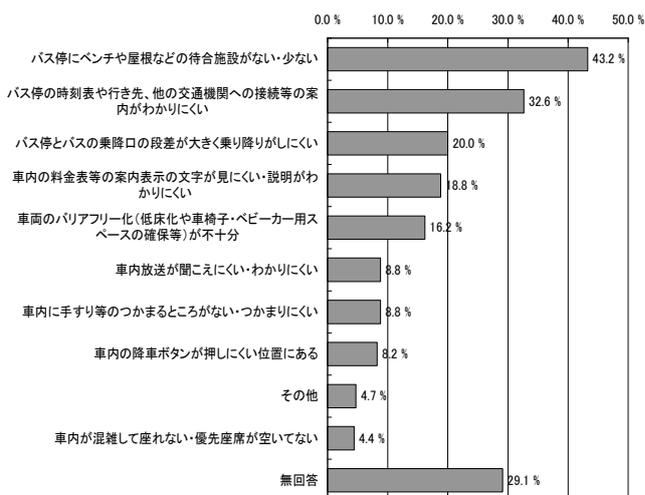
バス停及びバス車両の問題点では、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、バス停の施設に関することや乗り換えの案内に関する指摘が多く、バスに乗るまでの施設や案内に関する指摘が多くなっています。

バスや道路に関する事業者が連携して、バリアフリー化に取り組んでいくことが求められます。

<一般市民アンケート>



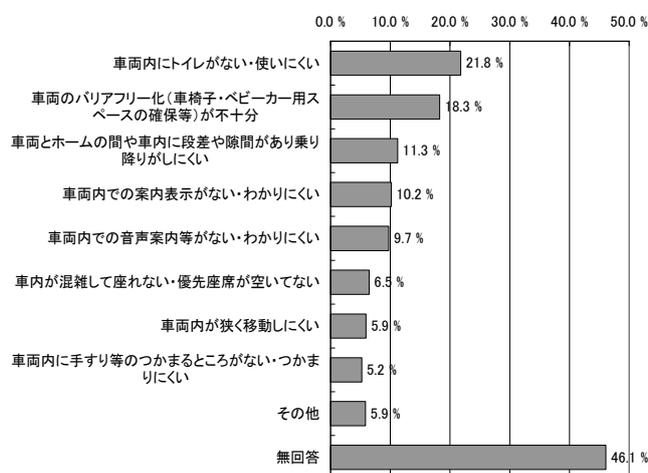
<高齢者・障がい者等アンケート>



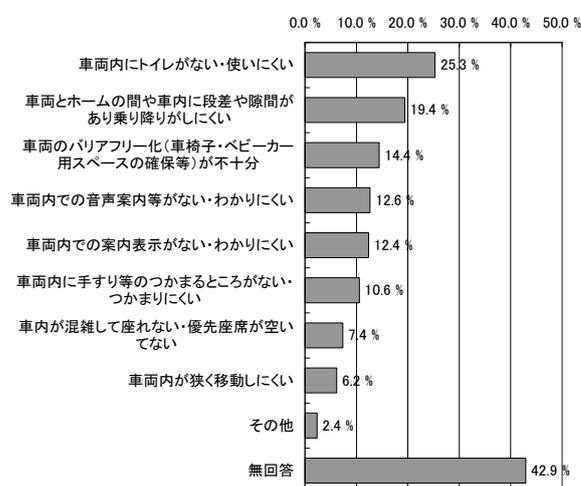
⑧鉄道車両の問題点

鉄道車両の問題点では、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、車両内のトイレの問題や、車両とホームの間の段差の問題、車椅子等のスペースに関する問題が上位となっており、次いで、音声案内や案内表示に関する問題が多くなっています。鉄道事業者等と連携して、多様なニーズに対応したバリアフリー化に取り組んでいくことが求められます。

<一般市民アンケート>



<高齢者・障がい者等アンケート>

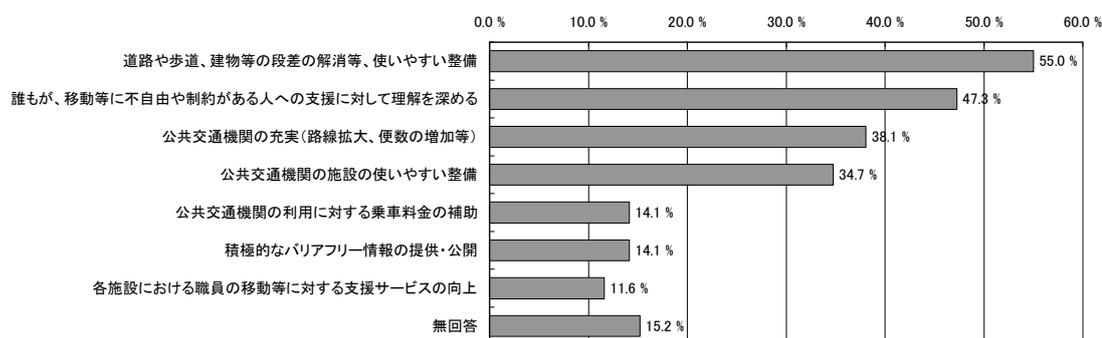


⑨今後、優先的に取り組むべきこと

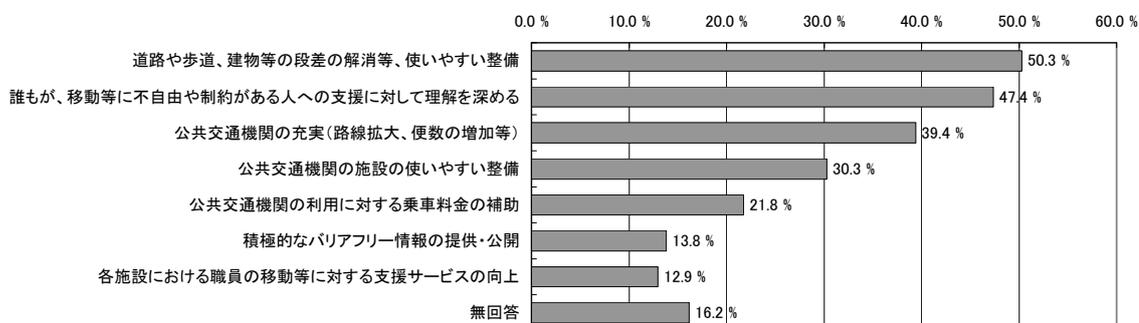
今後、優先的に取り組むべきことについては、一般市民アンケート、高齢者・障がい者等アンケートともに、道路や歩道、建物等の段差の解消、整備に関する意見が最も多くなっています。次いで、高齢者や障がい者等への理解や、公共交通機関の充実に関する意見が多くなっています。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設等のハード整備と心のバリアフリーの両方に取り組んでいく必要があります。

<一般市民アンケート>



<高齢者・障がい者等アンケート>



3-2 高齢者・障がい者等ヒアリング調査の結果概要

(1) 高齢者・障がい者等ヒアリング調査概要

目的：アンケート調査だけでは把握しにくい、普段外出される時に感じている移動や施設利用時の問題点等について高齢者・障がい者等のきめ細かい意見を把握すること

期間：平成19年12月5日～12月14日

対象団体：山口市手をつなぐ育成会、山口市老人クラブ連合会、日本オストミー協会山口県支部中央地区、乳幼児連れ・妊婦（ほっとさろん西門前でとてと）、山口市障害者団体連合、秋穂地区精神保健家族会、NPO法人つくしの会、山口地区精神保健家族会

回数：9回

人数：67人

(2) 道路について

【道路・歩道等】

- 道路や歩道が狭く、自動車や自転車とのすれ違いが危険である
- 視覚障がい者としては、車椅子使用者とは相反するが、歩道と道路の境に段差がないと危険である
- 新山口駅前に誘導ブロックを設置してほしい。その際に誘導ブロックと舗装が同色の場合は視覚障がい者の多くは識別できないので考慮してほしい
- 商店街の石畳やタイル貼りの歩道は、歩きにくい など

【その他施設】

- 秋穂地域では街灯が少なく、夕方の帰り道は危険である
- 横断歩道で青の時間が短い信号や、太陽光で色がよく分らない信号がある
- 危険な箇所にはカーブミラーを設置してほしい など

(3) 公共交通機関について

【公共交通の利便性】

- 新山口駅の乗り換えの時間が短いので、もう少し長くしてほしい
- JRやバスの便が少なく、利用しにくい
- 病院などは郊外に立地しているので、公共交通のアクセスが不便である など

【駅・バス停・車両等の整備】

- 足の不自由な人にとって、山口駅や阿知須駅、深溝駅などの跨線橋はつらい
- 大きい駅やバス停は、乗り継ぎが困難なので、分りやすい案内、標識があるとよい
- JR無人駅や鉄道車両は、トイレがないものがあるので、設置してほしい
- 駅やバスの音声案内を徹底してほしい、また、音声情報だけでは聞き取れないので、掲示板などの情報を提供してほしい など

【利用サービス等】

- バスは福祉優待バス乗車証があるので、利用しやすい
- JRについても割引があるとよい
- バスやタクシーの運転手に、割引制度などの教育を徹底してほしい
- 福祉タクシー券のおかげで、活動の範囲が広がった など

(4) 建物、公共施設等について

【施設等】

- 分りやすい案内、標示があるとよい（トイレへの案内や火災、事故の際の情報など）
- 店舗等では子どもを遊ばせるスペースはあるが、乳児を遊ばせるスペースが少ない
- 徳地地域や秋穂地域には、皆で集まれる施設がない など

【トイレ】

- コンビニや公園、道の駅などのトイレは、利用しやすく便利である
- 洋式トイレを整備してほしい（公衆トイレなど）
- 男性用トイレにもオムツ交換台があるとよい
- 多機能トイレの設備が複雑である、規格を統一してほしい など

(5) 心のバリアフリーについて

【健常者のマナー】

- 商店街などの自転車のマナーが悪く、危険である
- 誘導ブロックの上に、自転車やベンチ、トラックの駐車はやめてほしい
- 車椅子用スペースに違反駐車がある など

【教育・理解】

- 障がいに対する理解と関わり方・方法を知ってもらうことが大切である
- 健常者と障がい者がともに勉強する環境が必要である
- 小さい頃から教育し、次の世代を育てることが必要である
- 知的障がいや精神障がい、オストメイトに対する理解が遅れている など

【社会との関わり】

- もっと社会や人と接する機会が増えるとよい
- 人とつきあう範囲を広げていく必要がある
- 周囲には親切な人が多く、いつも助けられている など

(6) その他

- 子育て支援施設は充実している方だと思うが、施設の情報をインターネットで事前に得られるとよい
- 行政にお願いするばかりでなく、行政と市民の役割分担が大切である
- ユニバーサルデザインの視点で取り組んで欲しい
- 道路や施設などを整備する際には、障がい者等にも相談してほしい
- 定期的にヒアリングをしてもらいたい
- 在宅で苦勞されている高齢者、障がい者の方がたくさんいることを知ってほしい
- 知的障がい者の移動に対する人的支援（行政・公共交通事業者・ボランティアなど）が必要である など

道路や公共施設等のバリアフリー整備とともに、日常の人的支援や障がいに対する理解の重要性に関する意見が多く、市民一人ひとりの意識の醸成が求められます。公共交通や民間施設のバリアフリーに関する意見もあり、関連機関や各事業主体との連携により改善していくことが求められます。

ユニバーサルデザインの視点で、高齢者・障がい者、乳幼児連れなど、誰もが安全で快適に施設を利用し、円滑に移動できるまちづくりが求められます。

4. バリアフリー推進にあたっての課題

4-1 人に関する課題

高齢化に伴う長期的視点による持続的なバリアフリー化

本市の高齢化の進展は今後も続くことが予想され、誰もが安心して暮らすことができるためには、持続的なバリアフリー化の取組みが求められます。

バリアフリー化を推進するにあたっては、短期的なバリアフリー整備だけでなく、長期的な視点を持ち、バリアフリーのまちづくり、市民が助け合うまちづくりを周知していく必要があります。

多様な利用者ニーズを捉えた効果的なバリアフリー化

本市においては、近年、要介護、要支援認定者や身体障がい、知的障がい、精神障がいの方が増加しており、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊婦、子供など、移動や施設利用に関して多様なニーズが考えられます。

ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが使いやすいバリアフリー整備とともに、ハード的な取組みとソフト的な取組みの連携により、効果的なバリアフリー化に取り組むことが求められます。

4-2 交通に関する課題

広い市域を結ぶ公共交通ネットワークのバリアフリー化

合併により本市は広い市域を有し、特に秋穂地域や徳地地域で高齢化が著しく進んでいる状況にあります。

既存の JR 線やバス路線を活かし、利用支援などのソフト対策と連携することで、各地域や施設間を安全で快適に移動することができるような、公共交通ネットワークのバリアフリー化が求められます。

利用施設間を円滑に移動できるバリアフリー化

各旅客施設や公共施設のバリアフリー化は個別に進みつつありますが、それらを結ぶ歩行環境や公共交通環境に不便を感じている高齢者、障がい者等が多くみられます。

個々の目的に合わせて、誰もが利用する施設間を不自由なく円滑に移動できるように、一体的かつ計画的なバリアフリー化が求められます。

4-3 主要な施設の課題

多くの人が利用する施設のバリアフリー化

本市は山口県の県庁所在地であり、新山口駅は山口県の広域的な玄関口となっています。近年は市外や県外からの観光客が増加していることから、市民だけでなく、来訪者なども利用しやすい施設のバリアフリー化が求められます。

また、不特定多数の人が利用する主要な施設を中心に、重点的にバリアフリーのまちづくりを実現していくことが求められます。

市民参加によるバリアフリー整備

効果的なバリアフリー化を促進していくためには、施設の計画策定・整備にあたって、高齢者、障がい者等やその他一般利用者等の意見を聴取しながら、市民参加による事業実施を行い、利用者のニーズを反映したバリアフリー整備が求められます。

4-4 市民意向からの課題

市民一人ひとりのバリアフリーへの理解と意識の醸成

高齢者、障がい者等へのヒアリング調査では、市民のマナーの問題や、市民や事業者等の障がい等に対する理解や支援の重要性に関する意見が多く、市民一人ひとりの意識によって解決できる問題も多くあります。

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、互いに支え合うことによって実現する「心のバリアフリー」を推進していくことが求められます。

関係機関や各事業主体へのバリアフリー化の周知

アンケート調査やヒアリング調査では、道路などの歩行環境とともに、民間の商業施設や旅客施設、交通機関に対する問題を指摘する意見も多く、一体的なバリアフリー化を推進するためには、関連機関や各事業主体へのバリアフリー化の周知を行い、連携と協働による取組みが求められます。

5. バリアフリー推進の基本的な考え方

5-1 基本的な考え方

山口市総合計画の理念である「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち」に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解決するための基本理念を定めます。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設や交通機関等のバリアフリー整備とともに、市民一人ひとりの支えあいによって、誰もが快適に暮らせるまちを創造していくことが必要です。ハード的な取組みとソフト的な取組みが連携することで、高齢者、障がい者をはじめとした誰もが、地域でいきいきと活動し、安心して生活できるまちづくりを目指します。

5-2 基本理念

基本的な考え方に基づき、本市のバリアフリー推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

基本理念

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

基本目標

基本目標①
誰もが“暮らしやすいまち”
の実現

実現のための基本方針

- ・人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進
- ・段階的・持続的なバリアフリーの推進

連携

基本目標②
一人ひとりが“支えあうまち”
の実現

実現のための基本方針

- ・市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進
- ・市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

5-3 基本方針

基本理念、基本目標に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解消するための4つの基本方針を定め、バリアフリーの取組みを展開します。取組みを推進するにあたっては、市民や民間事業者等の理解と協力が必要であり、市民への周知や事業者等との連携を図りながら、全市的なバリアフリーのまちづくりを実現していきます。

1 人にやさしい移動や施設利用等を確保するバリアフリーの推進

- 高齢者や障がい者のみならず、誰にもやさしく、施設や交通環境が連続した一体的なバリアフリー化を推進する

ユニバーサルデザインの実現に向け、高齢者や障がい者のみならず、様々な立場の人の視点も考慮し、だれもが安全かつ快適に円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用ができるよう、駅や駅前広場、バス、道路、駐車場などの交通施設とともに、交通環境から多くの人々が利用する公園や建物施設等への連続したバリアフリー化を推進します。

取組みの方向性

- 駅舎・道路・施設等の一体的なバリアフリー化の推進
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 民間生活関連施設へのバリアフリー化の促進
- 公共交通ネットワークのバリアフリー化

2 段階的・持続的なバリアフリーの推進

- 中長期的な視点で、段階的なバリアフリー整備と、「スパイラルアップ」による持続的なバリアフリー化を推進する

バリアフリー化は、高齢社会が進展するなか継続的に取り組むべき課題であり、中長期的な視点を見据えて段階的に整備を推進するため、優先的かつ重点的にバリアフリー化に取り組むべき地区を重点整備地区として位置づけるとともに、重点整備地区以外の地区においても順次段階的にバリアフリー化を目指す必要があります。

具体的なバリアフリー施策の内容や新たに生じる問題等について、高齢者・障がい者など当事者の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・持続的にバリアフリー化を図る「スパイラルアップ」を目指すための体制や環境を検討します。

取組みの方向性

- 重点整備地区の一体的なバリアフリー化の推進
- スパイラルアップの導入

3 市民一人ひとりの支えあいによるバリアフリーの推進

- 市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるまちを実現する

高齢者や障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を実現するためには、ハード整備・確保だけでなく、市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、高齢者や障がい者などへの理解と人的支援等を行いながら、バリアフリーのまちづくりを実現していく必要があります。市民の誰もが、高齢者や障がい者など移動等に不自由な人に出会ってもすぐ手を差しのべられ、地域社会全体が相互に積極的に協力し合うことができるよう、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」への取組みを推進します。

また、子供の時からバリアフリーに関する教育の場を設け、継続的な心のバリアフリーを目指します。

取組みの方向性

- 支えあい精神、意識の醸成
- バリアフリーに関する情報提供
- 社会参加しやすい環境づくり
- バリアフリー教育の推進

4 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進

- 市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれができるバリアフリー化に主体的に取り組む

バリアフリー化の推進にあたっては、市民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが高齢者や障がい者等への理解を深め、協働によるバリアフリーのまちづくりを目指します。行政による公共空間のバリアフリー化とともに、事業者においては各施設のバリアフリー化や利用にあたっての人的支援、市民においては日常生活のなかでの支えあいなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組むことが必要です。また、それぞれの主体が連携して、ハード及びソフト面で多様なニーズに対応したバリアフリー化に取り組むことが重要です。

それぞれの取組みを連続したバリアフリーとして実現するには国、地方公共団体のほか、公共交通事業者、施設管理者、公安委員会等の多様な関係主体の連携が必要であり、各主体や関係機関と連携できる体制づくりを行います。

取組みの方向性

- 各主体へのバリアフリーへの理解向上
- 計画策定、見直しにあたっての市民参加
- 関係機関との連携強化
- 事業及び支援推進のための体制づくり

6. 新山口駅周辺地区基本構想

6-1 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図ることが望ましい地区です。本市では、各地域における生活拠点及び利用者が多い鉄道駅に着目し、それらを一体的かつ優先的にバリアフリー化することが、多くの市民及び来訪者の移動等円滑化の促進にとって有効であると考え、拠点に立地し、生活関連施設の中でも不特定多数の利用者が多い「市役所・総合支所」及び一定の利用者数がある「鉄道駅」を中心としたエリアを「重点整備候補地区」として抽出しました。これらのうち、優先性、緊急性、有効性の観点から最も重点的にバリアフリー化に取り組む地区を「重点整備地区」として位置づけます。

なお、本基本構想においては、重点整備地区を1地区選定しますが、他の重点整備候補地区においても地域の拠点としての役割を担っていることから、社会状況の変化や地域の実情を考慮しながら、長期的な視点で地区のバリアフリー化を推進します。また、市全域においても、基本方針に基づいた環境整備を総合的に推進し、将来的には基本理念、基本目標の実現を目指します。

<バリアフリー推進の考え方と重点整備地区の位置づけ>

基本方針に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進（市全域）

重点整備候補地区（6地区）

重点的にバリアフリー化に
取り組む地区
重点整備地区（1地区）

(2) 重点整備地区の要件

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、以下のような要件を満たす地区が重点整備地区として位置づけられます。

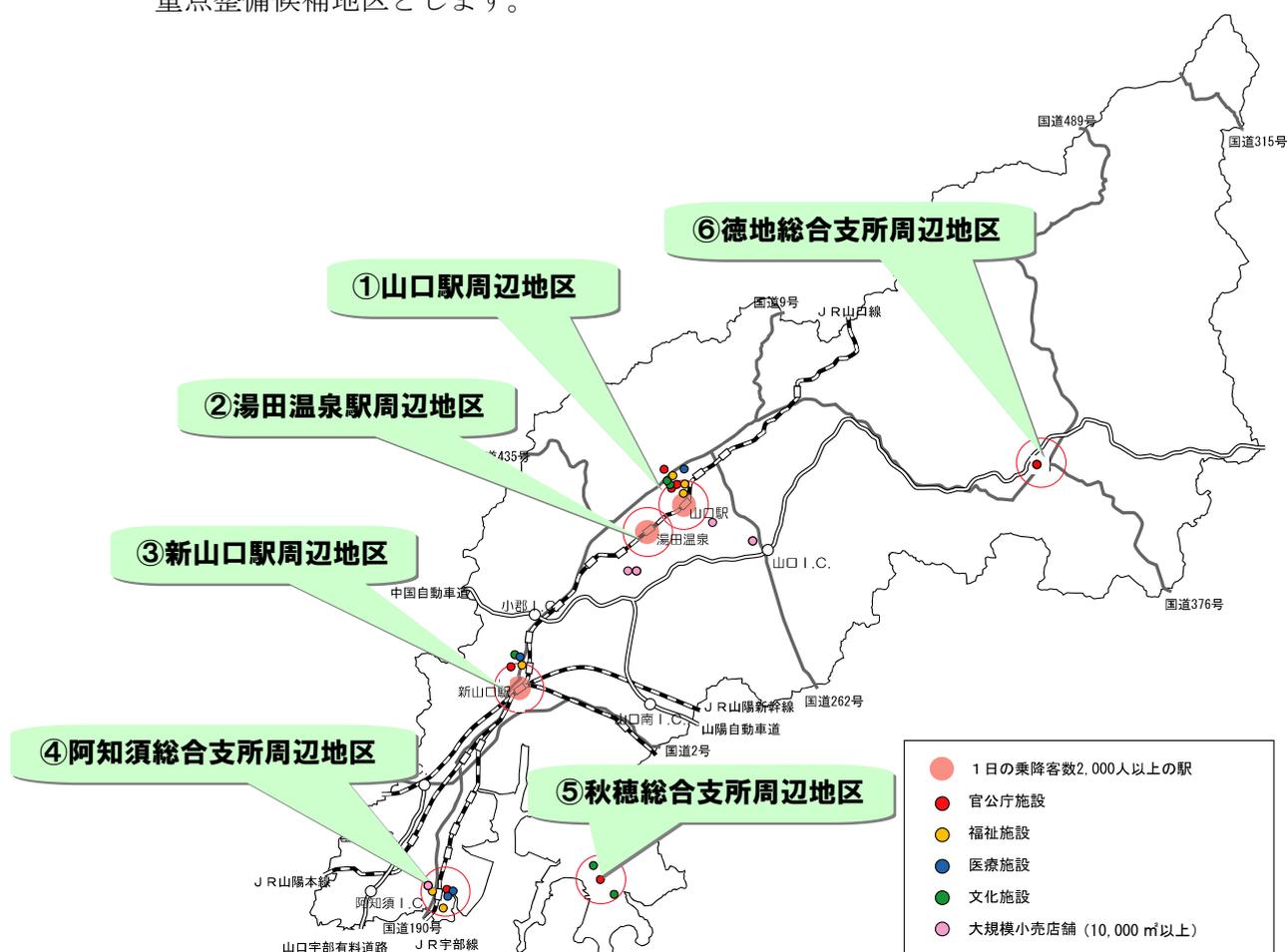
要件1：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

要件2：生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要である地区

要件3：移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区

(3) 重点整備候補地区の抽出

各地域の拠点に立地し、生活関連施設の中でも不特定多数の利用が多い「市役所・総合支所」及び高齢者や学生などの移手段となっている「鉄道駅」のうち利用者が2,000人以上ある駅を中心に概ね1km圏内を抽出した結果、下記に示す計6地区を重点整備候補地区とします。



< 重点整備候補地区の概要 >

| 地区名 | 抽出根拠（重要施設） | 地区の概要 |
|--------------|---------------|-----------------------|
| ①山口駅周辺地区 | 山口駅、山口市役所等 | 地域の公共交通の拠点 本市の中心拠点 |
| ②湯田温泉駅周辺地区 | 湯田温泉駅等 | 地域の公共交通の拠点 本市の観光拠点 |
| ③新山口駅周辺地区 | 新山口駅、小郡総合支所等 | 広域公共交通の拠点 小郡地域の拠点 |
| ④阿知須総合支所周辺地区 | 阿知須駅、阿知須総合支所等 | 阿知須地域の拠点 |
| ⑤秋穂総合支所周辺地区 | 秋穂総合支所等 | 秋穂地域の拠点 |
| ⑥徳地総合支所周辺地区 | 徳地総合支所等 | 徳地地域の拠点 |

(4) 重点整備地区の選定

①重点整備地区の評価項目

重点整備地区の選定にあたっては、優先性、緊急性、有効性の観点から、地区の現状、関連計画の位置づけ、市民アンケート調査結果を踏まえ、以下の指標に基づき重点的に取り組む地区（重点整備地区）を選定します。

<優先性>

- ・施設の配置や利用状況から優先的に取り組むことが必要

①特定旅客施設がある

1日の利用者数が5,000人以上の施設がある。

②主要な生活関連施設の立地状況

特定旅客施設または官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが概ね3施設以上所在する。

③旅客施設を利用する高齢者数

5,000人×全国の高齢化率「 $5,000 \times 19.5\% = 975$ 人（平成17年国勢調査）」以上である。

④旅客施設を利用する障がい者数

5,000人×全国の障がい者割合「 $5,000 \times 4.4\% = 220$ 人（平成17年国勢調査、平成18年社会福祉行政業務報告）」以上である。

<緊急性>

- ・生活関連施設や移動経路のバリアフリー化状況から早期に取り組むことが必要

①主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分な施設がある

市役所・総合支所、旅客施設において、一部バリアフリー化がされていない施設がある。

②主要な生活関連施設間の移動経路のバリアフリー化が不十分である

市役所・総合支所、旅客施設の周辺や移動経路の歩道の整備が不十分である。

<有効性>

- ・総合的な都市機能の増進を図る上で有効であることが必要

①地域（旧市町）の中心的な地区である

地域の拠点となる庁舎、総合支所があり、バリアフリー化整備の効果が大きい。

②関連計画・事業がある

関連計画と連携することで、効率的にバリアフリー化を行うことが可能である。

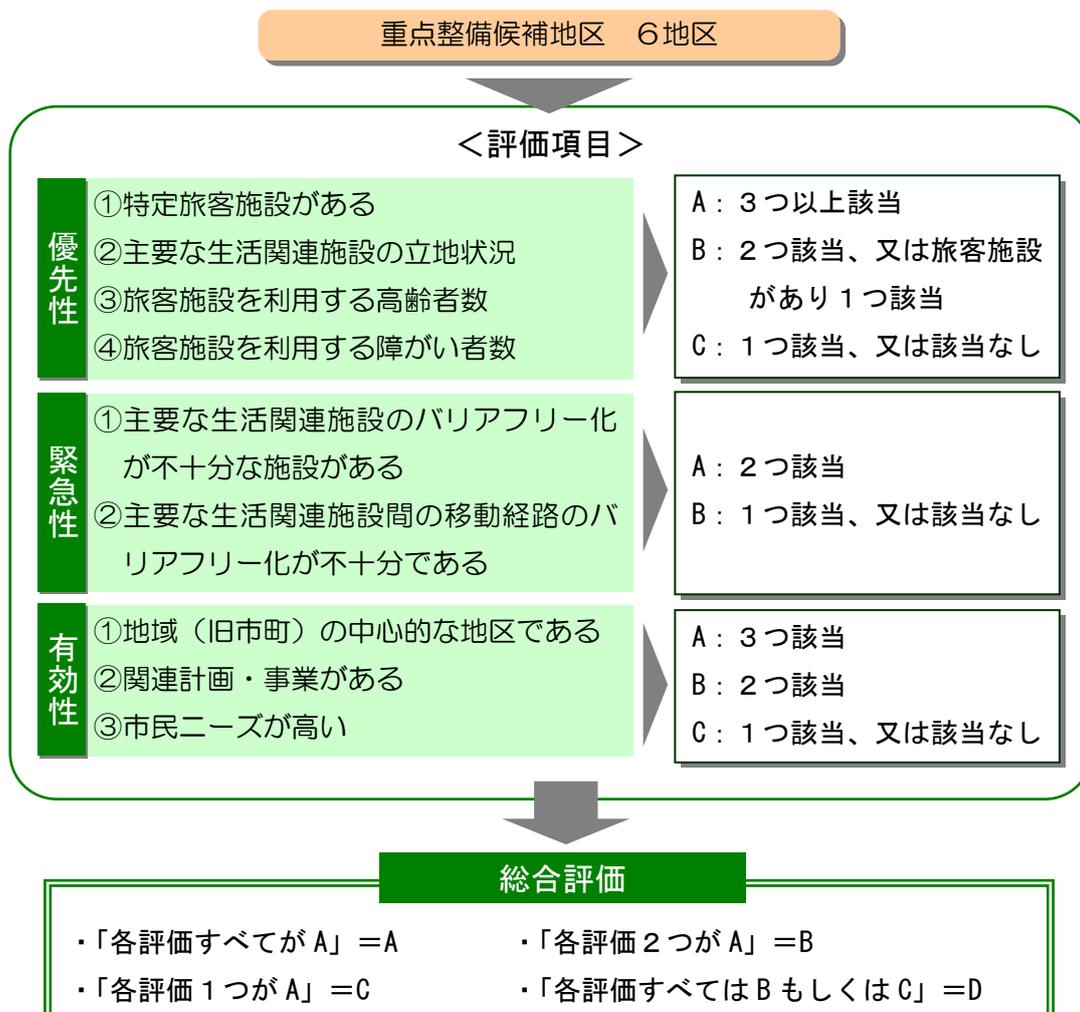
③市民ニーズが高い

住んでいる地域、よく外出する地域において、身体その他に不自由や制約がある方の割合が高い。

②重点整備地区の選定

重点整備候補地区6地区を対象に、以下の評価フローに基づき、優先的にバリアフリー化に取り組む重点整備地区を1地区選定します。

<重点整備地区の評価フロー>



<各地区の評価結果>

| 地区名 | 結果 | 評価結果 |
|------------------|----------|--|
| ①山口駅周辺地区 | B | 新山口駅は乗降客が最も多く、本市唯一の特定旅客施設であるとともに、周辺には多くの生活関連施設が集積している。 新山口駅や小郡総合支所などの施設や施設間の経路のバリアフリー化に緊急性を有し、関連計画との連携による有効的な整備が期待できる。 以上の理由から、重点整備地区として新山口駅周辺地区に選定する。 |
| ②湯田温泉駅周辺地区 | C | |
| ③新山口駅周辺地区 | A | |
| ④阿知須総合支所周辺地区 | C | |
| ⑤秋穂総合支所周辺地区 | C | |
| ⑥徳地総合支所周辺地区 | C | |

<新山口駅周辺地区を重点整備地区とした理由>

- 新山口駅は、本市の唯一の特定旅客施設である
- 新山口駅周辺には、公共施設や商業施設等の生活関連施設が集積している
- 駅周辺の歩道整備や施設のバリアフリー化に緊急性を有する
- 地域において、身体その他に不自由や制約がある人の割合が高く、バリアフリー整備の有効性がある
- 広域的な玄関口であり、市民の利用も最も多いことから、駅を中心とした一体的な整備により、都市機能の増進を図る上で効果的である

＜ 町 近 接 備 地 区 関 連 の 評 価 指 標 ＞

| 地区名 | 山口駅 周辺地区 | | 湯田温泉駅 周辺地区 | | 新山口駅 周辺地区 | | 阿知須総合支所 周辺地区 | | 秋穂総合支所 周辺地区 | | 徳地総合支所 周辺地区 | | 備考 |
|---------------------|--|-----------------------|----------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|----|
| | 山口駅 周辺地区 大殿、白石地域 | 湯田温泉駅 周辺地区 湯田地域 | 新山口駅 周辺地区 小郡地域 | 阿知須総合支所 周辺地区 阿知須地域 | 秋穂総合支所 周辺地区 秋穂地域 | 徳地総合支所 周辺地区 徳地地域 | 山口駅 周辺地区 大殿、白石地域 | 湯田温泉駅 周辺地区 湯田地域 | 新山口駅 周辺地区 小郡地域 | 阿知須総合支所 周辺地区 阿知須地域 | 秋穂総合支所 周辺地区 秋穂地域 | 徳地総合支所 周辺地区 徳地地域 | |
| 評価指標 | 評価基準 | | | | | | | | | | | | |
| ①特定旅客施設がある | 利用者数は5,000人/日以上 | | | | | | | | | | | | |
| ②主要な生活関連施設 の立地状況 | 特定旅客施設または官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物が概ね3以上 | | | | | | | | | | | | |
| ③旅客施設を利用する 高齢者数 | 5,000人×全国の高齢化率(=975人)以上 | | | | | | | | | | | | |
| ④旅客施設を利用する 障がい者数 | 5,000人×全国の障がい者割合(=220人)以上 | | | | | | | | | | | | |
| 優先性 | 評価 | | | | | | | | | | | | |
| 緊急性 | ①主要な生活関連施設 のバリアフリー化が十分 な施設がある | B | | B | | A | | B | | C | | C | |
| | ②主要な生活関連施設 間の移動経路のバリア フリー化が十分である | O | | O | | O | | O | | O | | O | |
| 有効性 | ①地域(旧市町)の中心 的な地区である | A | | A | | A | | A | | A | | A | |
| | ②関連計画・事業があ る | O | | × | | O | | O | | O | | O | |
| 有効性 | ③市民ニーズが高い | 27.1% | | 24.3% | | 28.7% | | 21.7% | | 26.3% | | 25.9% | |
| | | 52.4% | | 42.9% | | 61.1% | | 57.1% | | 61.1% | | 52.0% | |
| 総合評価 | | 25.5% | | 28.2% | | 28.2% | | 31.1% | | 52.9% | | 12.0% | |
| | | 66.7% | | 50.0% | | 61.9% | | 63.6% | | 62.1% | | 50.0% | |
| | A | | C | | A | | C | | B | | C | | |
| | B | | C | | A | | C | | C | | C | | |

(5) 重点整備地区の概要

①新山口駅周辺地区の特性

新山口駅を中心とする半径約1kmの特性を以下に示します。

< A) 駅北側街区 >

- 総合支所などの官公庁施設が集積
- 第一総合病院などの医療福祉施設が多く分布している
- 国道9号沿道ではアルクなど新たな商業施設が立地している
- 古くからの商店街や住宅地が形成されている
- 住宅地内の道路は幅員が狭く、歩道の設置が少ないものが多い
- J R 山口線に周防下郷駅が設置されている

< B) 駅南側街区 >

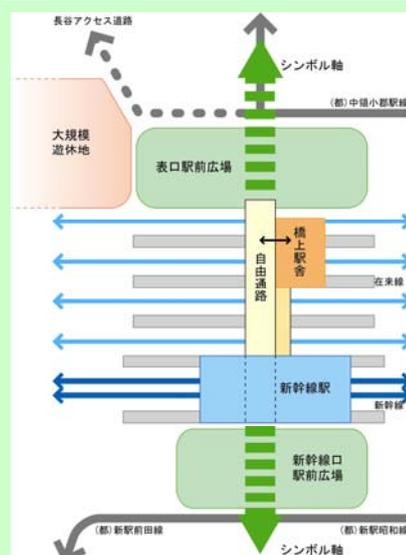
- 旧小郡町施行による駅前第1、第2土地区画整理事業が施行済、また、隣接して小郡駅前第3土地区画整理事業もほぼ完了しているなど新しい都市が形成されつつある
- 公共公益施設は北側に比べ少ないが、官公庁施設として消防署が立地するほか、その他大規模商業施設などが立地しつつある
- 計画的に整備された公園が多い
- 面整備によって形成された地区内幹線道路や区画道路が整備されており、歩道の設置も比較的多い

< C) 幹線道路 >

- 国道9号の整備が進められている
- 国道9号沿道では沿道型の商業施設が多く立地している

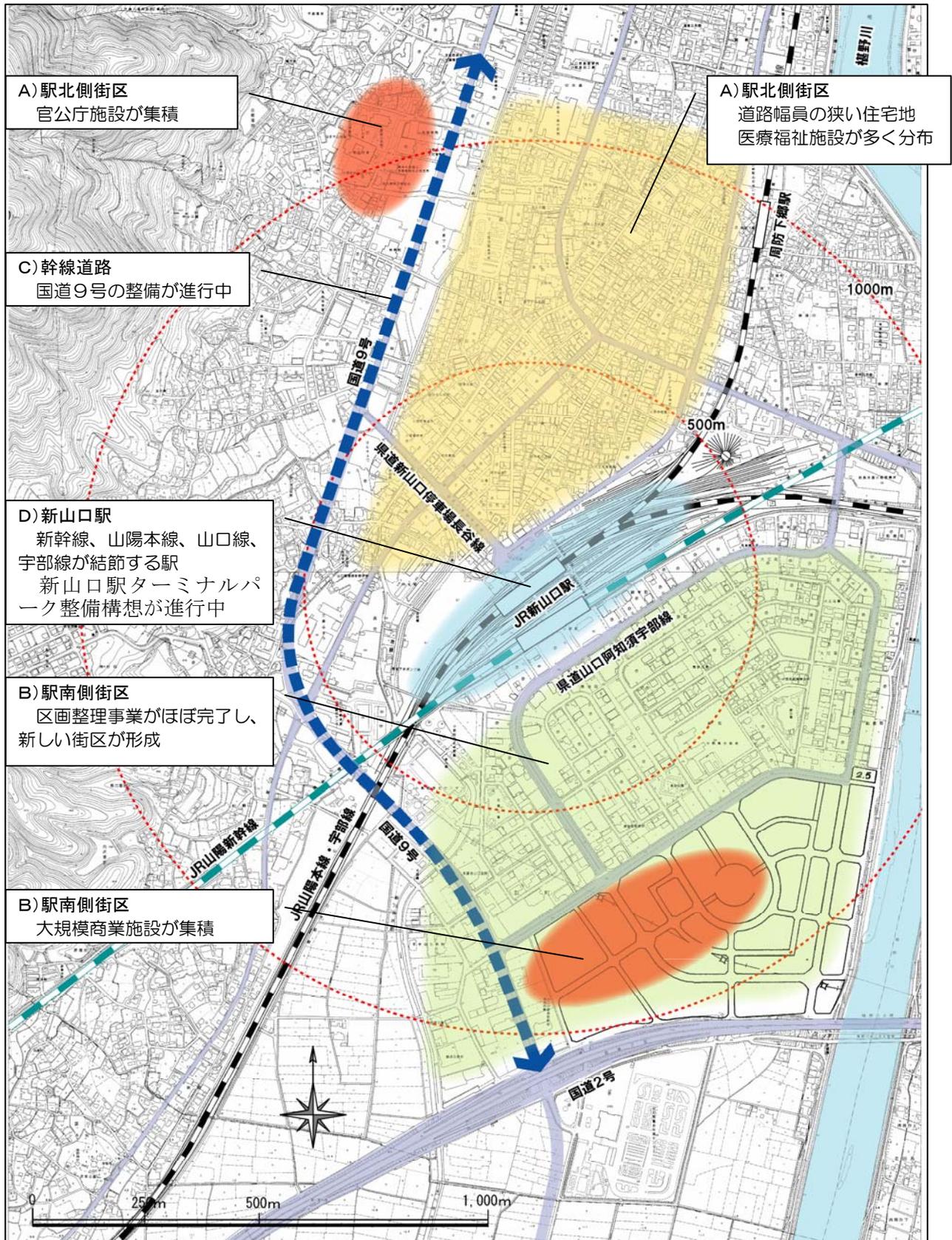
< D) 新山口駅 >

- 新山口駅は新幹線、山陽本線、山口線、宇部線が結節する駅で、乗降人員は14,364人/日となっており、市内で唯一5,000人以上の利用がある特定旅客施設である
- 新山口駅及び山陽本線によって市街地が南北に分断されている
- 駅南北は、新山口駅横断歩道橋が設置されている
- 新山口駅ターミナルパーク整備構想により、駅前広場、自由通路の整備等が予定されている



(図出典:新山口駅ターミナルパーク整備構想)

■新山口駅周辺地区の特性図



6-2 重点整備地区の区域の設定

(1) 区域設定の考え方

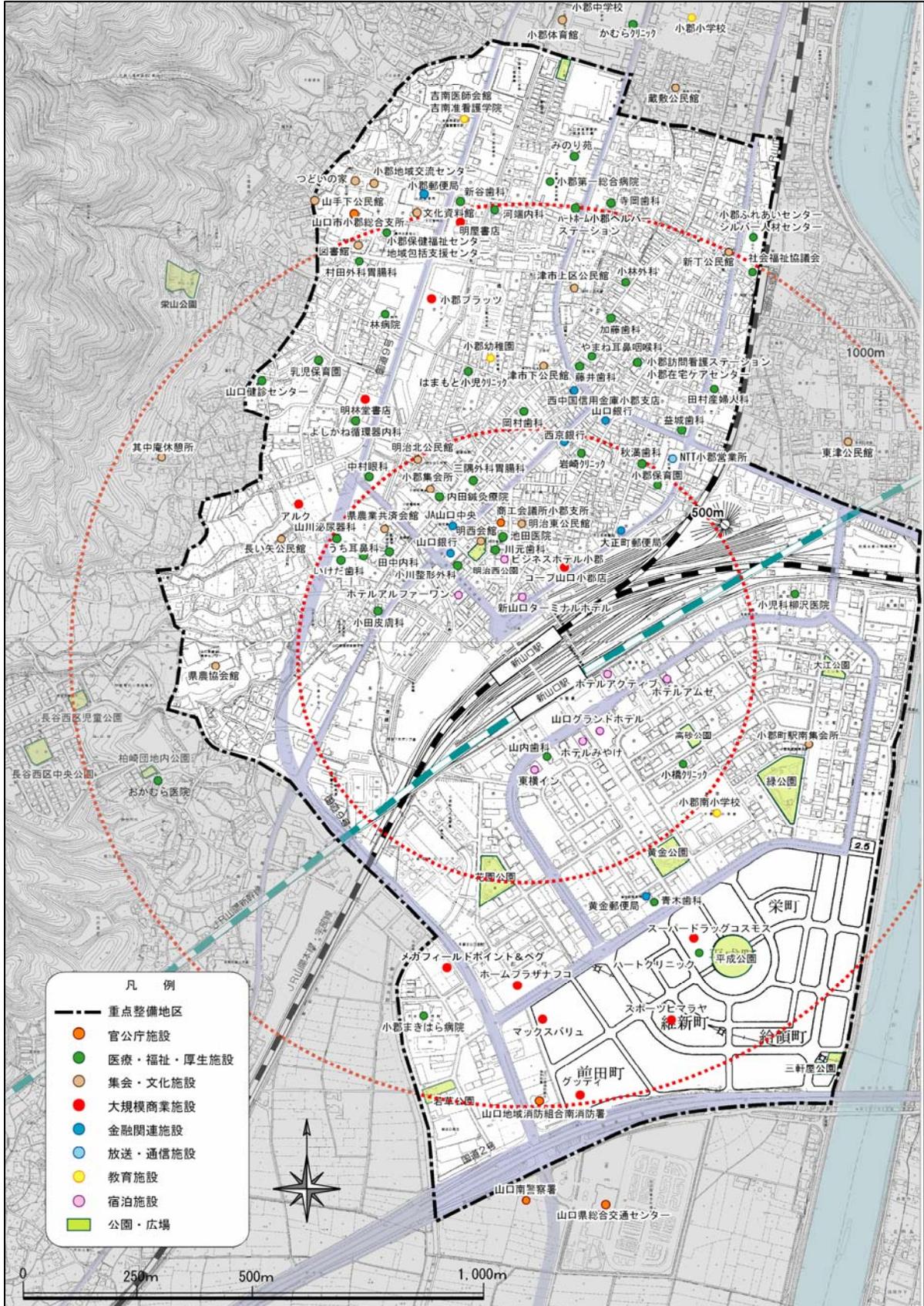
新山口駅周辺地区における重点整備地区の区域の設定の考え方を示します。

- 新山口駅を中心に徒歩圏と考えられる概ね 1 kmの範囲を目安とした区域とする。
- 高齢者、障がい者を含め、多くの人が利用する生活関連施設が含まれる区域とする。
- 移動円滑化の事業が必要な施設を含む区域とする。
- 区域の境界部は明確に判断できる道路、河川等の地形地物で設定する。

(2) 重点整備地区の区域

生活関連施設の分布状況や移動経路の状況などを考慮し、北側は山口市小郡支所周辺から周防下郷駅周辺まで、南側は国道 2 号までの面積約 270ha を重点整備地区の区域として設定します。

重点整備地区区域



6-3 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区においては、主要な「生活関連施設」及びそれらを結ぶ主要な経路である「生活関連経路」を設定し、地区内の移動等円滑化を図ることが必要となっています。

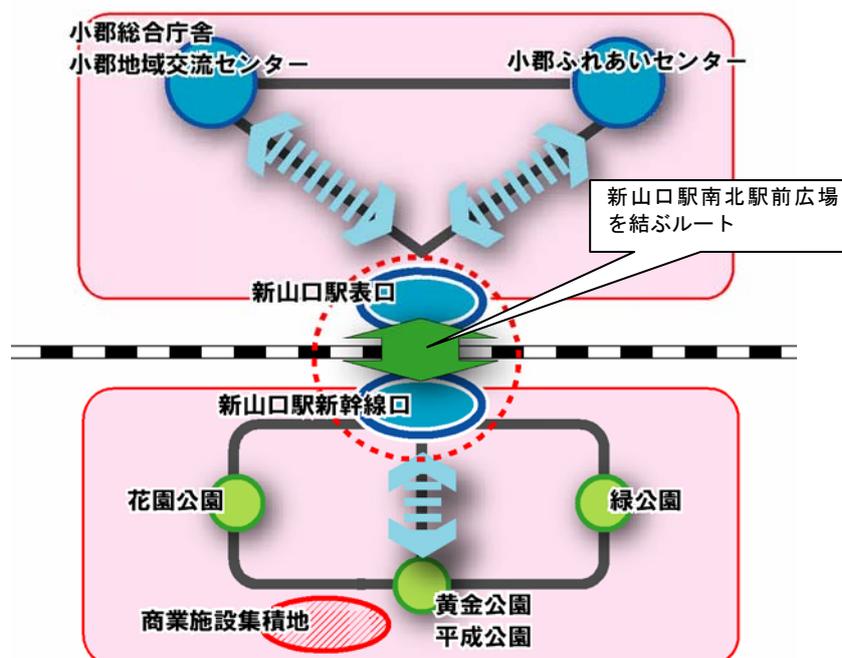
新山口駅周辺地区では、多数の生活関連施設が立地していますが、この中でも特に様々な人が利用することが想定され、バリアフリー化が優先的に必要であり、またバリアフリー化することによる効果が見込まれる主要な生活関連施設として、新山口駅をはじめ、駅北側では小郡総合支所や小郡ふれあいセンターといった公共施設、また、駅南側では主要な都市公園及び商業施設集積地を本基本構想における「生活関連施設」と位置づけ、それらを結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として設定します。

ただし、商業施設集積地における主要な大型店舗については、すでに移動等円滑化基準に基づいて店舗が整備されていることから、主要な施設として位置づけはしますが、調査対象施設とはしていません。

なお、道路条件や沿道条件、その他地形的条件などから移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路については準生活関連経路と位置づけ、可能な範囲でのバリアフリー対応を図ることとします。

以上のことから設定した生活関連施設及び生活関連経路・準生活関連経路による地区内のネットワークの考え方は次図表に示すとおりです。

■重点整備地区内のネットワークの考え方



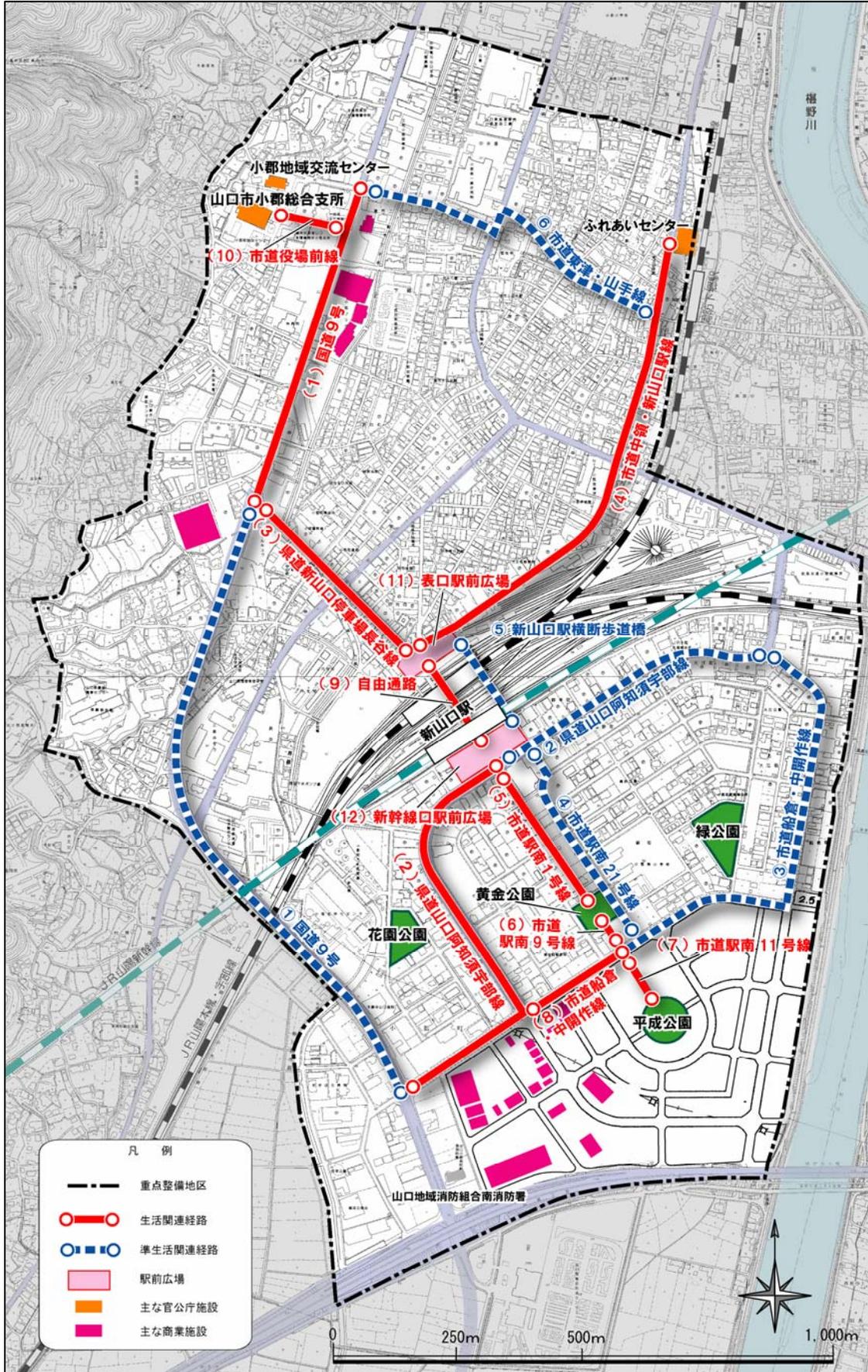
■ 主要な生活関連施設

| 分類 | 生活関連施設 |
|-----------------------|-----------------------|
| 旅客施設 | 新山口駅 |
| 官公庁施設 | 小郡総合支所 |
| 集会・文化施設、体育施設、老人福祉センター | 小郡地域交流センター、小郡ふれあいセンター |
| 都市公園 | 黄金公園、平成公園、花園公園、緑公園 |
| 大規模民間施設 | 大型商業施設の主要な店舗 |

■ 生活関連経路等

| 経路種別 | 番号 | 対象路線 | 区間 |
|---------|------|-------------|---|
| 生活関連経路 | (1) | 国道9号 | 郵便局前交差点～矢足交差点 |
| | (2) | 県道山口阿知須宇部線 | 県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～若草交差点 |
| | (3) | 県道新山口停車場長谷線 | 表口駅前広場～矢足交差点 |
| | (4) | 市道中領・新山口駅線 | 表口駅前広場～ふれあいセンター |
| | (5) | 市道駅南1号線 | 県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～黄金公園 |
| | (6) | 市道駅南9号線 | 黄金公園～市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点 |
| | (7) | 市道駅南11号線 | 市道駅南11号線と市道船倉・中開作線の交差点～平成公園 |
| | (8) | 市道船倉・中開作線 | 県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点 ～市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点 |
| | (9) | 自由通路 | 表口駅前広場～新幹線口駅前広場 |
| | (10) | 市道役場前線 | 国道9号と市道役場前線の交差点～小郡総合支所 |
| | (11) | 表口駅前広場 | 表口駅前広場 |
| | (12) | 新幹線口駅前広場 | 新幹線口駅前広場 |
| 準生活関連経路 | ① | 国道9号 | 矢足交差点～若草交差点 |
| | ② | 県道山口阿知須宇部線 | 県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～ 県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点 |
| | ③ | 市道船倉・中開作線 | 県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点～ 市道船倉・中開作線と市道駅南9号線の交差点 |
| | ④ | 市道駅南21号線 | 県道山口阿知須宇部線と市道駅南21号線との交差点～ 市道駅南21号線と市道船倉・中開作線の交差点 |
| | ⑤ | 新山口駅横断歩道橋 | 表口駅前広場～新幹線口駅前広場 |
| | ⑥ | 市道東津・山手線 | 市道東津・山手線と市道中領・新山口駅線の交差点～ 郵便局前交差点 |

■生活関連施設及び生活関連経路の設定



6-4 重点整備地区のバリアフリーに関するワークショップ

(1) 開催概要

新山口駅周辺地区の主要な生活関連施設及び主要な経路において、高齢者、障がい者、その他一般の方などの参加のもと、バリアフリーの視点から見た移動経路や施設のバリアを見つけ整理する「まちあるき点検及びワークショップ」を開催しました。

参加者は、4つの班に分かれてそれぞれ異なる施設及び経路についてまちあるき点検を行った後、点検結果について整理し、発表を行いました。

様々な立場の方からのご意見があり、各施設が有する課題や、利用者の立場に立った整備の必要性などが明らかになりました。

①開催日時及び開催場所

日時：平成20年6月27日(金)13:00~17:30

場所：まちあるき点検・・・新山口駅周辺地区(現地)

ワークショップ・・・山口市小郡保健福祉センター2F(室内)

②参加者

属性：高齢者、車いす使用者、知的障がい者の保護者、視覚障がい者、聴覚障がい者、協議会委員等

人数：1班(10人)、2班(8人)、3班(10人)、4班(7人)

※ 参加人数には手話通訳者など付き添いの方を含み、市職員、コンサルタントは含まない

③点検施設及び経路

点検施設及び経路は新山口駅を起点または終点とし、代表的な施設及び経路を設定しました。

主要な道路のほか、新山口駅構内、表口駅前広場、新幹線口駅前広場、小郡総合庁舎、小郡ふれあいセンターを併せて点検しました。



④作業の流れ

▶ 班分け及び点検ルートの説明



▶ まちあるき点検



▶ ワークショップ(チェックした箇所の意見出しと再確認)



▶ ワークショップ(発表)



(2) ワークショップ点検結果及び意見

①新山口駅（表口及び在来線プラットホーム）

自由に利用できるエレベーターの整備や、安全なホームの整備、その他利用しやすい施設の整備についての必要性が指摘されました。

| 場所 | 意見内容 | |
|-----------------|--|---|
| 在来線改札外トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ◇一般トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの洋式化を望む ・トイレに音声案内がない ・トイレの手洗い場が節水型でないのがあった ・施錠しなくなったのは良い ・駅のトイレは公衆トイレとして24時間使用可であるべき ・便所の傾斜路不適當 ◇多機能トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の人には狭すぎる、折りたたみの寝台があると良い、床がぬれていると、横になって用を足す人には困る |  |
| 傾斜路 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道全般には車いす乗り入れ傾斜路なし。 ・横断歩道用傾斜路はあるが勾配は適正か？ |  |
| 券売機 | <ul style="list-style-type: none"> ・点字表示がない。 ・車イス対応になっていない。 ・新型の車いす利用者等に配慮した機械がなぜ新山口駅には導入されないのか？ |  |
| 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・手すりに点字で示されたホームの番線案内があるが、4、5番となっている4と5番を別けた方がよい | |
| エレベーター | <ul style="list-style-type: none"> ・在来線の全てのホームにエレベーターがあれば便利 ・誰でもいつでも使えるエレベーターを各ホームに |  |
| ホーム・転落防止柵・ホームドア | <ul style="list-style-type: none"> ・0番線の転落防止柵はよかった。 ・ホームにホームドアの設置をお願いしたい。 ・ホーム端(便所より防府側)フェンスなく危険 | |
| 音声案内 | <ul style="list-style-type: none"> ・表口と新幹線口の音声案内は良い。 ・改札口に音声チャイムがない ・在来線に列車の遅れなどを知らせる電光掲示板がほしい。 | |

②新山口駅（新幹線口）

自由に利用できるエレベーターの整備や、適切な誘導案内、その他利用しやすい施設の整備についての必要性が指摘されました。

| 場所 | 意見内容 |
|--------|---|
| 2階券売機 | <ul style="list-style-type: none"> ◇一般用券売機 <ul style="list-style-type: none"> ・新しい機械なのに、視聴覚障がい者への対応がない ◇みどりの窓口券売機 <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線口の券売機の所の点字表示が斜めで良い。 |
| エレベーター | <ul style="list-style-type: none"> ◇新幹線用 <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線ホームへの誰でも、いつでも使えるエレベーターが必要。 ・奥まった場所にあるので一般には知られていない。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ◇1階コンコーストイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの自動手洗い場所の水の出るのが早すぎる。 ・女子トイレ側に車いす用トイレがあり、男性の車いすでは使用しにくい ◇新幹線改札内トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・女性用に車イストイレがあるので男は入りにくい。もう少し視線を遮る工夫がありそう。 ・トイレに音声案内がない ・トイレの洋式化 |
| 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・階段の手すりは木製がよい(静電気防止) ・階段の手すりが高い |
| 案内設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームの番線表示を増やすなど明確にさせる。 ・困ったときにどこに行けばいいのか？誰に聞こう？総合案内マークがあればいい。総合案内マークは、腕章、帽子等で示すと良い。 ・字を読むことが難しいのでマーク案内をしっかり ・音声案内は知的障がい者にも有効。 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置状態は良い |



③道路

歩道の幅員の狭さや、波打ち歩道、側溝のフタや交差点部の段差など構造物の不備、視覚障がい者誘導用ブロックや障がい者等に対応した信号機の設置の必要性などが指摘されました。また、駅南北の移動経路について、現在ある通路については勾配の問題などによる利用しづらさが指摘されました。

■ 1 班点検ルート

■ 市道砥石場・法満寺線

- ・ 歩道と車道の境界がないため車道に踏み出す危険がある
- ・ 歩道と側溝の間に急な法面があり、側溝に蓋もないため、弱視の人などは落ちたりして危険

■ 総合支所前

- ・ 道路と歩道の段差が大きく車椅子などでの移動が困難

■ 県道新山口停車場長谷線

◇ 縦断勾配、横断勾配

- ・ 歩道の傾斜(横断勾配)が多い。
- ・ 車椅子が傾き進みづらい。
- ・ 歩道が中心に向かって傾斜している。

◇ 歩車道境界

- ・ 歩車道境界の段差が小さく、視覚障がい者には境界がわかりづらい
- ・ 傾斜路になっている部分が少ないため、車椅子等は大変。
- ・ 車道から舗道へ上がりにくい。

◇ 視覚障がい者誘導用ブロック

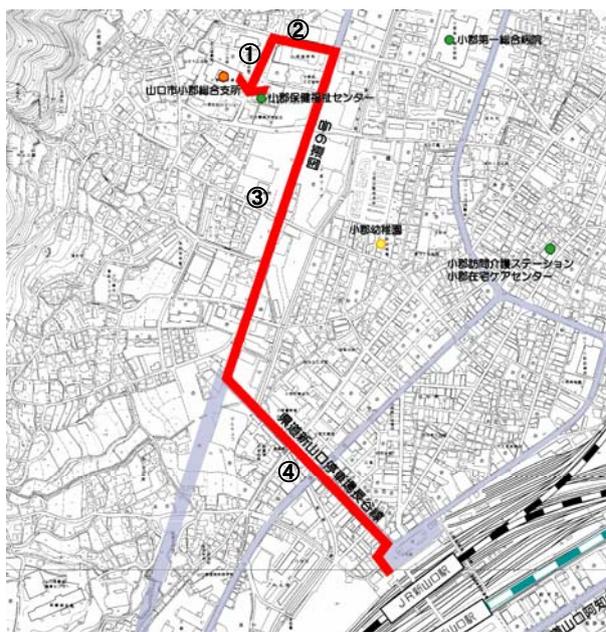
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックが途中までしかない。
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの充実が必要。
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックが浮いており、危険

◇ 側溝

- ・ 蓋の無い側溝があり危険
- ・ マンホールの蓋に段差(2~3cm)あり
- ・ マンホール等、滑りやすく危険。

◇ その他

- ・ 歩道に砂利がこぼれている
- ・ 電灯がない歩道があり、夜は危険
- ・ 歩道上のプランターは一列で



国道9号（全体）

◇ 歩道幅員

- ・ 歩道が狭い所はガードレールが必要。
- ・ 歩道が狭く車椅子で通りにくい。
- ・ 歩道状態が悪く、雨の時水たまりになって歩けない
- ・ 柵が歩行者の導線上良くない。
- ・ 路肩が狭く自動車ですぐ横を通るので、危険
- ・ 駐車場出入口は一旦停止表示が必要。

◇ 占用物

- ・ 歩道に電柱があり危険。
- ・ 電柱があるため二人並んで通りづらい

◇ 信号機

- ・ 歩行者用押ボタンに点字表示がない
- ・ 歩行者用信号のない信号がある



①総合支所前



②市道砥石場・法満寺線



③国道9号

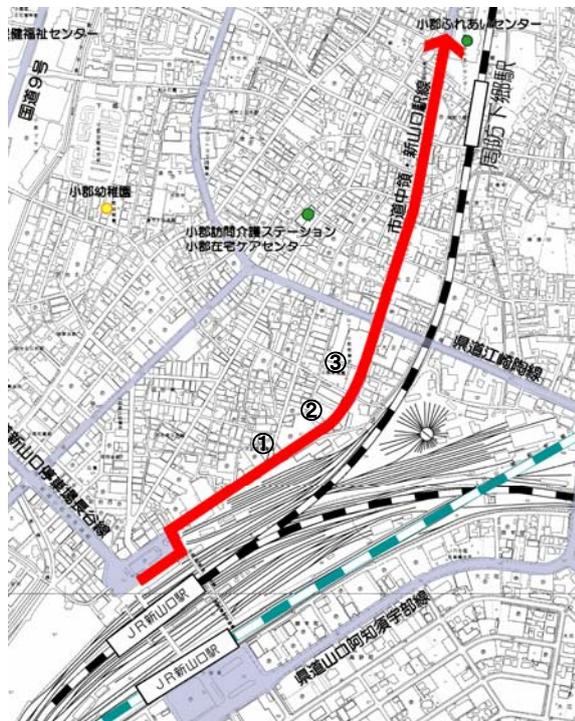


④県道新山口停車場長谷線

■ 2 班点検ルート

■ 市道中領・新山口駅線

- ◇ 歩道幅員
 - ・ 歩道の幅が全体的にせまい
- ◇ 縦断勾配、横断勾配
 - ・ 歩道の傾斜がきつい
- ◇ 歩車道境界
 - ・ 夜間だと段差がわかりづらい
 - ・ 車進入の傾斜、歩道と車道の段差
 - ・ 視覚障がい者にわかるよう歩道と車道の境界を明確にするとい
 - ・ 横断歩道の先に段差あり
- ◇ 視覚障がい者誘導用ブロック
 - ・ 全体的に視覚障がい者誘導用ブロックがない
- ◇ 側溝
 - ・ グレーチング角が危険
 - ・ 側溝不良マス2ヶ所
 - ・ 全体的に溝蓋の穴が大きい。
- ◇ 占用物
 - ・ 電柱建て替え後の跡に鉄筋が露出
 - ・ 電柱に黒黄がなくなっている
 - ・ 歩道に電柱が出て狭くなっている
- ◇ 信号機
 - ・ 音声式信号機が少ない。
- ◇ その他
 - ・ 舗装のくぼみ危険
 - ・ 舗装が悪いところが多い
 - ・ 店の広告が道にはみ出し
 - ・ 歩道の中にゴミヤードが置いてある
 - ・ 民間の車止めが車道側に傾いている
 - ・ 保育園の駐車場のフェンスが歩道に曲がって出ている



①市道中領・新山口駅線



②市道中領・新山口駅線



③市道中領・新山口駅線

■ 4 班点検ルート

■ 県道山口阿知須宇部線

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックが短い
- ・ ポールが邪魔。

■ 新山口駅横断歩道橋

- ・ 傾斜路の勾配がきつく車椅子ではのぼれない

■ 市道駅南 21 号線

◇ 歩道幅員

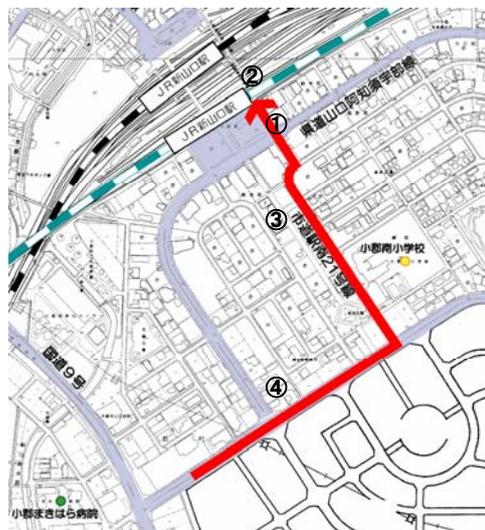
- ・ 道幅が狭い。
- ・ 道幅が狭く、後ろから自動車が来てもよけられない。(聴覚障がい者)
- ・ せまい歩道の中に道路標識があつて危ない。
- ・ 歩道が狭いうえに波打ち歩道で車いすや視覚障がい者は移動が困難

◇ 歩車道境界

- ・ 段差がある
- ・ ポールが歩道の中に立っている。

◇ 側溝

- ・ グレーチングの隙間が大きい



■ 県道山口阿知須宇部線、市道船倉・中開作線

◇ 歩車道境界

- ・ 段差がないので視覚障がい者誘導用ブロックが欲しい。
- ・ 横断歩道がなく縁石がふさいでいる

◇ 側溝

- ・ グレーチングの目が粗い。車椅子の前輪が落ちる。
- ・ マンホールが出っ張っていて足がひっかかる
- ・ 側溝の蓋がない
- ・ 植木が上から垂れていて危ない

◇ 信号機

- ・ 音声信号が欲しい。

◇ その他

- ・ 砂利道で、車椅子は通りにくい。鉄板があると通りやすいが、他の障がい者が滑りやすい。(工事中の箇所)
- ・ 曲がり角で見通しが悪く、自転車があるとぶつかる心配がある。



① 県道山口阿知須宇部線



② 新山口駅横断歩道橋



③ 市道駅南21号線



④ 市道船倉・中開作線

④駅前広場

歩道の表面のタイルや傾斜路の問題、利用者の違法駐輪などの問題が指摘されました。

1班・2班意見

◇歩道

- ・ 駅入り口前の床タイル、雨が降ると滑って危ない
- ・ 溝蓋の穴が大きく車いすなどが足をとられる
- ・ 歩道のタイルが盛り上がり危険

◇案内表示

- ・ 交番、駅内に関しては、絵マークで表示することも必要

◇視覚障がい者誘導用ブロック

- ・ 駅周辺にしか設置されていない
- ・ 壊れている箇所がある

◇駐輪

- ・ 自転車のはみ出しが邪魔
- ・ 駐輪場禁止の場所に自転車がたくさん止めてある

バス待合所周辺

- ・ 待合室に段差あり
- ・ バス停に段差あり
- ・ バスに乗りにくい(車椅子のまま)
- ・ バス案内所の放送が聞こえない
- ・ バスの乗車位置が分かりづらい
- ・ バスの時刻表が小さく分かりにくい

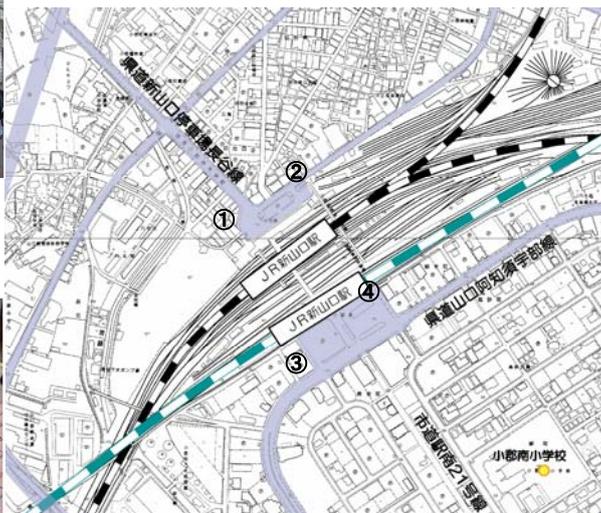
◇その他

- ・ 駅構内の「つげ」の木が歩道にはみ出ている
- ・ 隣接する敷地のフェンスが破れて歩道へはみ出している

横断歩道橋の足が歩道の上であり、色が見えづらいので色を変えて欲しい



①駅前広場(表口)



③駅前広場(新幹線口)



②駅前広場(表口)



④駅前広場(新幹線口)

3班・4班意見

◇歩道

- ・ 歩道上のタイルについて、1枚ずつのタイルの目が斜めになっており、車椅子がまっすぐ進みにくい。
- ・ また、タイルとタイルの間の目にもはまり、移動しづらい
- ・ タイルの目地に車いすや杖がとられて移動しづらい

◇傾斜路

- ・ 横断歩道部以外で車椅子乗り入れ用の傾斜路なし
- ・ アスファルトによる張り付け傾斜路があるが構造的に問題ないか？
- ・ 傾斜路のタイル、はげていて危険

◇駐輪

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車がある

⑤建築物

エレベーターの規模や機能、車いす利用者用トイレのスイッチの位置や多機能トイレとしての機能不足、玄関口の傾斜路の勾配などの問題が指摘されました。

■ 1 班点検ルート（小郡総合庁舎）

| 場所 | 意見内容 |
|--------|--|
| 出入口周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小郡支所前駐車場からの段差 ・ 支所の入り口が狭い。 ・ 公衆電話 BOX の扉が使いづらい。  |
| 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の手すりが途中でなくなっている。 |
| 案内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内表示に点字、音声による表示がない。 ・ 案内図がみづらい(文字が小さい、位置が高い) ・ 支所のコピー機に点字表示案内がほしい。 |
| 通路 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付の前がせまい。 |
| エレベーター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小郡支所のエレベーターの位置が悪い |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ◇一般トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所がわかりにくい、トイレマークが小さくて見えない、点字表示がない、段差があり、危険、トイレ、洗面台に手すりがなく、鍵が小さい、電気が消してあるので手話が見えない、洗面所の蛇口は自動式に出来ないか、トイレのにおいがひどい ◇多機能トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレの照明のスイッチが小さく高すぎる、多機能トイレにベビーベッドがない  |

■ 2 班点検ルート（ふれあいセンター）

| 場所 | 意見内容 |
|-------|--|
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ◇一般トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・ 個室に手すりがなく。 ・ トイレと洗面所(手洗い)の間に段差。 ◇多機能トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・ スwitchの位置が高すぎる ・ ウォシュレットがない。(介助者が必要になってしまう。) ・ トイレトペーパーは両側に欲しい。  |
| 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の片側しか手すりがなく |
| 昇降機 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昇降機の利用が一人できない。(スタッフの付き添いが必要) |
| 出入口周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関の傾斜路が急すぎる。自力で登れない。 ・ 駐車場から施設に段差。段差を埋める板が2ヶ所しかない。幅が狭い。 ・ 車いす利用者用駐車スペースが少ない。  |

6-5 重点整備地区のバリアフリーに関する問題と課題の整理

これまでのまちあるき点検ワークショップ及び心のバリアフリーのワークショップに加え、各施設ごとにバリアフリーの基準への適合状況についての現地調査を実施しました。これらの結果を踏まえ、各施設ごとに、問題点と課題を整理します。

(1) 新山口駅

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>エレベーター</p> | <ul style="list-style-type: none"> 新山口駅は構造上、各ホームへの移動(表口改札口と山口線ホームの移動を除く)には上下移動を伴います。駅には荷物搬入用のエレベーターが設置されていますが、車いす利用者などは一人で利用することができず円滑な鉄道利用に支障を来しています。 <p>課題</p> <p>エレベーターの改良又は整備により、一人でも安心して移動できる経路の確保が必要です。</p> |  <p>新山口駅在来線ホーム (荷物搬入用エレベーター)</p> |
| <p>階段</p> | <ul style="list-style-type: none"> 階段は踏み段、側壁とも同色系で十分に識別できるものになっていません。 <p>課題</p> <p>色彩の明確化等により段を容易に識別できる工夫が必要です。</p> |  <p>新山口駅在来線ホーム (階段)</p> |
| <p>プラットフォーム乗降口</p> | <ul style="list-style-type: none"> ホームと車両乗降口との間が平準化されていません。 <p>課題</p> <p>プラットフォームのかさ上げ等により車いす等の円滑な乗降を確保していく必要があります。</p> |  <p>新山口駅在来線ホーム (プラットフォーム)</p> |
| <p>券売機</p> | <ul style="list-style-type: none"> 券売機下の蹴込みがなく、また、料金ボタンへの点字が設置されていないなど、障がい者の利用に十分配慮されたものになっていません。 乗車券販売所のカウンターが高く、車いす使用の方などの利用が困難な状況にあります。 <p>課題</p> <p>障がい者の円滑な利用に適した設備への見直しが必要です。</p> |  <p>新山口駅在来線側改札口 (券売機)</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>トイレ</p> | <ul style="list-style-type: none"> 表口側外部トイレには、車いすでの使用も可能な多機能トイレが設置されていますが、扉の開閉が容易にできない構造となっています。 表口側改札内トイレには車いすで利用可能な便所の設置がないほか、腰掛式便器や床置き小便器等の設置がありません。 新幹線側改札内トイレ及び新幹線口側1階トイレに設置されている多機能便所は、いずれも女子便所側に設置されており、男性の利用がしづらい状況にあります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>新山口駅表口側外部トイレ (多機能トイレ扉)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新山口駅表口側改札内トイレ (男子便所)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新山口駅新幹線口側1階トイレ (出入口)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 誰もが安心して快適に利用できるトイレの設置又は改良が必要です。</p> </div> |
| <p>安全設備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ホーム等は、列車の到着を知らせる音声案内があります。しかし、聴覚障がい者の方には情報が伝わらず安心して鉄道を利用することができない状況にあります。 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 列車到着等文字表示等による情報提供が必要です。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>新山口駅新幹線ホーム (プラットフォーム)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新山口駅在来線ホーム (プラットフォーム)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 在来線のホーム端部には転落防止柵の設置がありません。 新幹線ホームにはホームドア等の設置がありません。 <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 転落防止柵等の設置により、誰もが安心して利用できるプラットフォームの整備が必要です。</p> </div> |

(2) 道路・駅前広場

| | |
|-------------------|---|
| <p>幅員</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 国道9号、市道中領・新山口駅線、市道駅南21号線などの道路では、歩道が設置されていますが、その幅員が非常に狭い箇所があります。 • また、幅員に余裕があっても電柱や信号機などによって有効幅員が極端に狭い箇所もあります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>国道9号 (幅員 2m未満)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市道中領・新山口駅線 (幅員 2m未満)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市道駅南 21 号線 (幅員 2m未満)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>勾配の緩和、段差の解消、側溝の改良等による移動上のバリアを解消し、誰もが快適に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div> |
| <p>段差、切り下げ、勾配</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 横断歩道部の切り下げが急な勾配となっている箇所、また、車乗り入れ部で横断勾配が大きい箇所が多く存在し、障がい者、高齢者の円滑な移動に支障を来しています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>国道9号 (縦断勾配不良)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市道駅南 21 号線 (横断勾配不良)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>市道中領・新山口駅線 (段差)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>勾配の緩和、段差の解消等による移動上のバリアを解消し、誰もが快適に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div> |
| <p>側溝</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 歩道脇に設置されている側溝の多くは蓋がけがなされていますが、グレーチング部分の目が粗く、車いすの車輪や杖がはまり込みやすくなっています。また、老朽化などによりコンクリート蓋が損壊している箇所もみられます。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <p>県道山口阿知須宇部線 (排水柵の目大)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>側溝の修繕、改良等により、安全に移動できる経路の確保が必要です。</p> </div> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>視覚障がい者誘導用ブロック</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の一部の道路を除き、多くの道路には視覚障がい者誘導用ブロックの設置がありません。 ・ 駅前広場では視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていますが、舗装用タイルの材質や色彩と区別がつきにくくなっています。また、一部に欠損がみられる箇所があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">市道船倉・中開作線 (視覚障がい者誘導用ブロック未設置)</p> <p style="text-align: center;">市道中領・新山口駅線 (視覚障がい者誘導用ブロック損傷)</p> <p style="text-align: center;">新山口駅新幹線口側駅前広場 (視覚障がい者誘導用ブロック損傷)</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>生活関連施設を結ぶ主要な道路の歩道等に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、視覚障がい者の方も安心して移動できる経路の確保が必要です。</p> </div> |
| <p>横断歩道橋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅の南北間を結ぶ施設として新山口駅横断歩道橋が設置されていますが、勾配がきつく車いすでの利用が困難な状況にあります。また、視覚障がい者誘導用ブロックの設置がないほか、設置されている手すりは途中で分断されているなど障がい者や高齢者に十分配慮されたものになっていません。 <p style="text-align: center;">新山口駅横断歩道橋 (視覚障がい者誘導用ブロック未設置等)</p>  <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックの設置等により、安全に利用できる経路の確保が必要です。また、上下移動の負担を軽減するためエレベーターの設置や新たな経路の整備が必要です。</p> </div> |
| <p>駐車車両、放置自転車等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の歩道では駐車車両、放置自転車や店舗の看板、幟などによって歩道が狭くなり、歩行者が円滑に通行できない状況にあります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">新山口駅在来線口側駅前広場 (放置自転車)</p> <p style="text-align: center;">県道江崎陶線 (歩道上の駐車車両)</p> <p style="text-align: center;">市道中領・新山口駅線 (歩道上に設置された幟)</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>駐車車両、不法駐輪に対する取締りの強化やマナーの徹底など啓発を行う必要があります。</p> </div> |

(3) 公園

出入口、
園路

- 出入口に段差及び園路に急な勾配が生じている公園があり、車いすでの利用が困難となっています。また、階段が設置されている公園では手すりの設置がありません。
- 園路に目の粗い排水柵が使用されている箇所があります。



緑公園
(排水柵の目大、段差不良)



緑公園
(階段部への手すりなし)



黄金公園
(段差不良)

課題

勾配の緩和、段差の解消、排水柵の改良等による移動上のバリアを解消する必要があります。

公園設備

- 水飲場が設置されている公園がありますが、車いすでの利用が困難な形状となっています。



花園公園
(車いす等での
使用困難)



平成公園
(車いす等での
使用困難)

課題

誰もが使い勝手のよい設備を整備していく必要があります。

トイレ

- 多機能トイレが設置されていない公園があります。
- 一般用便房の男子小便器に手すりが設置されていないものがあります。



花園公園
(多機能トイレ
未設置)



黄金公園
(小便器への手
すりの設置なし)

課題

誰もが安心して快適に利用できるトイレの設置又は改良が必要です。

(4) 建築物

①小郡総合庁舎

| | |
|------------------------|--|
| <p>施設内の円滑な移動に関する課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> 出入口(自動扉)の幅が狭く、車いすなどが円滑に通れづらくなっています。 建物内の主要な箇所への視覚障がい者誘導用ブロックの設置がありません。 階段は段鼻等が明確になっていません。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>正面玄関 (自動扉の幅員)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階ロビー (視覚障がい者誘導用ブロック未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階階段 (段鼻等識別困難、手すり未設置等)</p> </div> </div> <p>課題</p> <p>出入口の改良や視覚障がい者誘導用ブロック等の設置によって円滑な経路を確保する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターに行き先を知らせる音声案内や操作盤への点字案内がありません。 <div style="text-align: right;">  <p>1階エレベーターホール (音声案内、点字案内等未設置)</p> </div> <p>課題</p> <p>視覚障がい者の利用にも配慮したエレベーターの改良が必要です。</p> |
| <p>案内設備</p> | <ul style="list-style-type: none"> 案内板の位置が高く、点字や音声で案内する設備がありません。 <div style="text-align: right;">  <p>1階ロビー案内版 (音声案内、点字案内等未設置)</p> </div> <p>課題</p> <p>視覚障がい者等の利用にも配慮した案内板へ改良が必要です。</p> |
| <p>トイレ</p> | <ul style="list-style-type: none"> 照明のスイッチの位置が高く、車いすを使用されている方の利用が困難です。 ベビーベッドやオストメイトの設備がありません。 <div style="text-align: right;">  <p>1階多機能トイレ (ベビーベッド、オストメイト等未設置)</p> </div> <p>課題</p> <p>誰もが安心、快適に利用できるトイレへの改良が必要です。</p> |

②ふれあいセンター

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>施設内の 円滑な移 動に関す る課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 建物内の主要な箇所への視覚障がい者誘導用ブロックの設置がありません。 ● 階段は段鼻等が明確になっていません。 ● 敷地内通路の傾斜路の勾配がきつくなっています。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階通路 (視覚障がい者誘導用ブロック未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階通路 (傾斜路の勾配不良)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階階段 (段鼻等識別困難等)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>円滑な経路の整備が必要です。</p> </div> |
| <p>案内設備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 案内板の位置が高く、点字や音声で案内する設備がありません。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>1階ロビー案内版 (音声案内、点字案内等未設置)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>視覚障がい者等の利用にも配慮した案内板へ改良が必要です。</p> </div> |
| <p>トイレ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 車いす利用者用のトイレにベビーベッドやオストメイトの設置がありません。 ● 照明スイッチの位置が高く、車いすを使用されている方の利用が困難です。 ● 扉の開鎖時間が短く、使い勝手に問題があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階多機能トイレ (ベビーベッド、オストメイト等未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階多機能トイレ (扉の開閉困難)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題</p> <p>誰もが安心して快適に利用できるトイレに向けた改良が必要です。</p> </div> |

③小郡地域交流センター

| | |
|------------------------|--|
| <p>施設内の円滑な移動に関する課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 玄関出入口の戸が手動式の扉となっており、車いすの利用が円滑にできません。 ● 建物内の主要な箇所への視覚障がい者誘導用ブロックの設置がありません。 ● 階段は段鼻等が明確になっていません。 ● 敷地内通路の傾斜路の勾配がきつく、手すりの設置がありません。 ● 上階へ通じるエレベーター等の設置がありません。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階通路 (傾斜路の勾配不良、手すり未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>正面玄関 (自動扉未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階階段 (段鼻等識別困難等)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 円滑な経路の整備が必要です。</p> </div> |
| <p>案内設備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の配置を示した案内板がありません。 <div style="text-align: center;">  <p>1階通路 (音声案内、点字案内等未設置)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 視覚障がい者等のすべての人にわかりやすい案内板の設置が必要です。</p> </div> |
| <p>トイレ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 多機能トイレやベビーベッド、オストメイトの設置がありません。 ● 床置き式男子小便器が設置されていません。 ● 出入口の幅が狭く段差があります。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>1階男子トイレ (多機能トイレ未設置、床置き式小便器未設置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>1階男子トイレ (段差部へのスロープの設置なし)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>課題 誰もが安心して快適に利用できるトイレに向けた改良が必要です。</p> </div> |

6-6 重点整備地区におけるバリアフリー化事業の検討

(1) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本方針

市全体におけるバリアフリー化の基本方針、及び地区の特性を踏まえ、重点整備地区（新山口駅周辺地区）のバリアフリー化に関する基本方針を次のとおりとします。

新山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進

新山口駅周辺の整備事業を中心として、地区内のネットワークを意識した道路及び施設のバリアフリー化を推進します。

心のバリアフリーの推進

利用者の立場からのバリアフリーに関する課題等を踏まえ、様々なソフト施策によるバリアフリー化を推進します。

(2) バリアフリー化事業の枠組み

これまで、新山口駅周辺地区の概況、及び主要な施設及び経路の状況について、まちあるき点検ワークショップ及び現地調査において整理した結果を踏まえ、バリアフリー化の課題に対し、重点整備地区で実施すべき事業について検討していくため、事業の枠組み等について整理します。

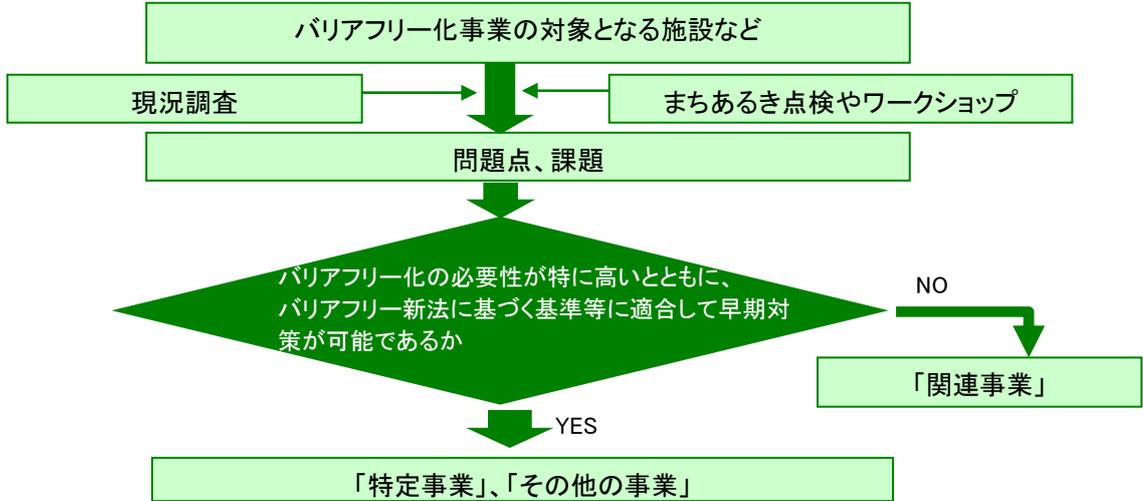
①バリアフリー化を実現するための事業の考え方

バリアフリー化を実現するために行う事業については、これまでの調査結果等を踏まえ、各施設設置管理者と協議の上、定めることとなっています。

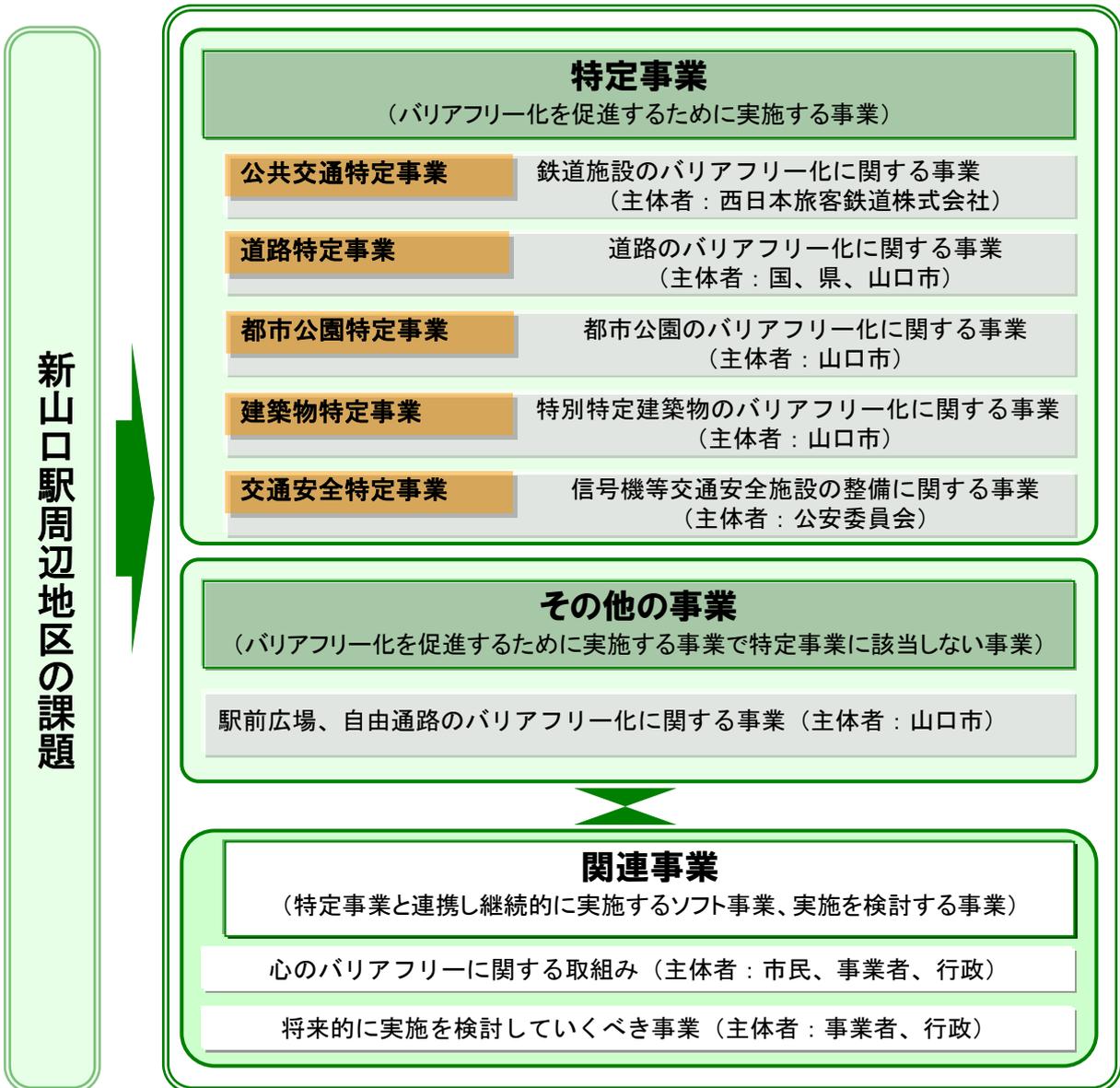
事業の種類としては、まず、バリアフリー新法に定義される各施設のバリアフリー化のための整備等を行う「特定事業」及び「その他の事業」があります。法律上、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」、「その他の事業」に分類されています。

一方、バリアフリー化の課題に対して、ソフト面で継続的に対応を図るべきもの、また、早期対策が困難などの理由により、将来的に実施を検討していくべきものについては「関連事業」として定義し、今後、重点整備地区内の事業については、これら3つに整理していくこととします。

■ バリアフリー化事業の整理の流れ



■ バリアフリー化事業の枠組み



②特定事業の目標年

バリアフリー化の実現については、国の基本方針において、平成22年を目標として示されていますが、本基本構想策定後の期間が非常に短いことや、大規模な改修などで目標年までの整備が困難と考えられる事業があることから、平成22年以降も継続的に取り組んでいくものとします。

このため、「特定事業」については短期（基本構想策定後概ね3年以内に着手）と、中長期（基本構想策定後概ね5年以内に着手）に区分し、それぞれ国、県、市、公共交通事業者をはじめとする関係機関と市民との協働により取り組んでいくものとします。

また、「その他の事業」及び「関連事業」については、各施設の状況等に応じて、実施または検討していくものとします。

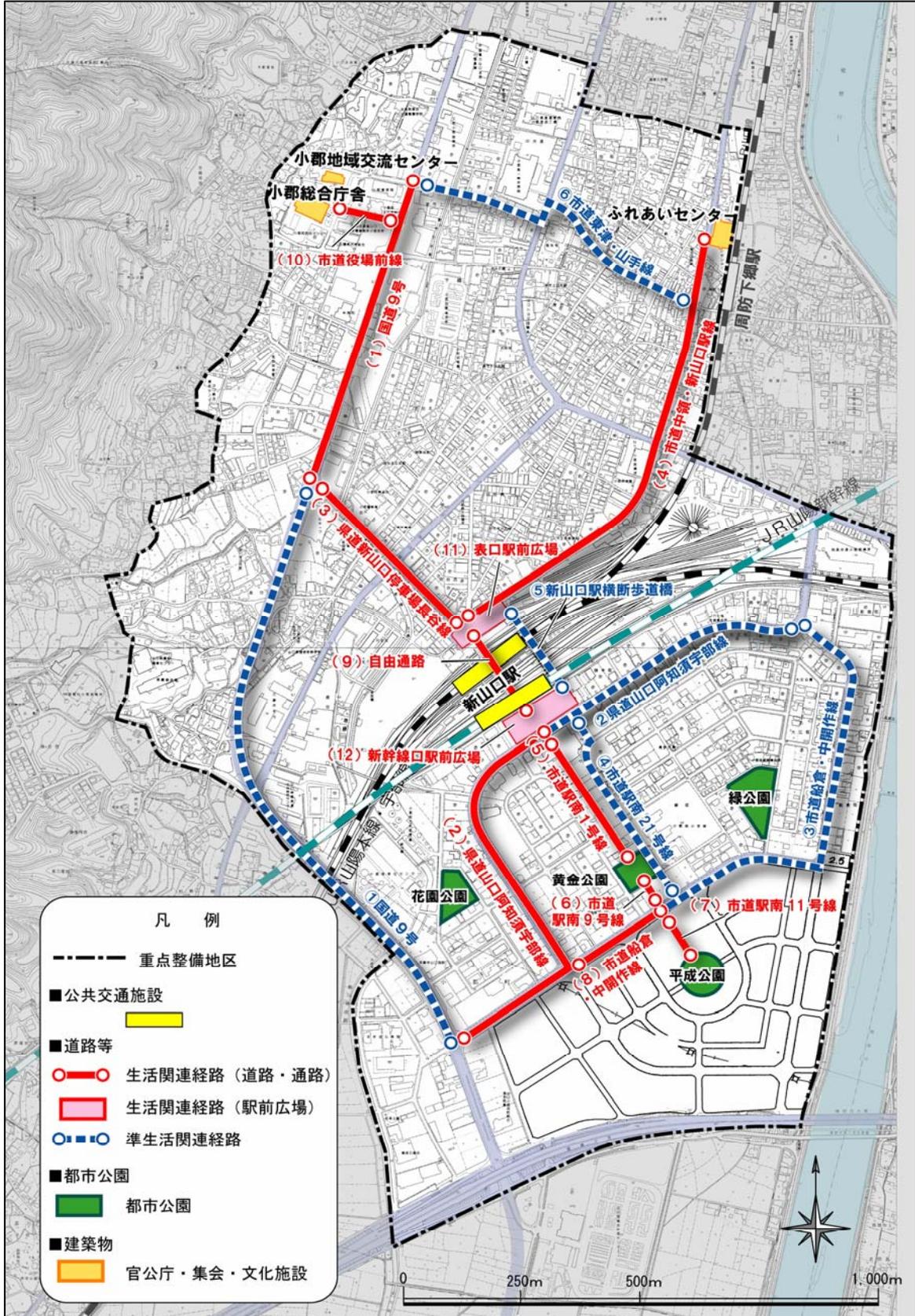
(3) 対象とする施設

特に優先的に整備を実施していく必要のある施設として、これまで調査を行ってきた公共交通施設、道路施設、都市公園、公共建築物、交通安全施設を対象とします。

■対象とする施設

| 対象施設 | | 理由 |
|--------|------------------------------|-------------------------------------|
| 公共交通施設 | 新山口駅 | 5,000人/日以上の利用者がある特定旅客施設 |
| 道路施設 | 生活関連経路、準生活関連経路に位置づけた路線、駅前広場等 | 主要な施設を結ぶ、地域の骨格的経路であるため |
| 都市公園 | 黄金公園、平成公園、緑公園、花園公園 | 地区内の都市公園のうち、比較的規模が大きく利用者も多いと考えられる公園 |
| 公共建築物 | 小郡総合庁舎、小郡ふれあいセンター、小郡地域交流センター | 主要な生活関連施設のうち、不特定多数の方の利用が見込まれる公共施設 |
| 交通安全施設 | 主要な経路の信号機・標識など | 交通安全確保のため |

■ バリアフリー化を実施・検討する施設



(4) バリアフリー化事業の内容

①公共交通のバリアフリー化に関する事業

1) 鉄道(西日本旅客鉄道株式会社)

方針

新山口駅ターミナルパーク整備事業と連携・調整し、高齢者・障がい者等が利用しやすい駅舎及び車両等のバリアフリー化に努めます。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|---------------|---|-----------------------------|
| 特定事業 | 新山口駅 在来線駅舎 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置(改札内) 高齢者・障がい者等の利用に配慮した券売機の設置 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 | 中長期 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業と調整 |
| | 新山口駅 新幹線駅舎 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置(改札内、2階～3階) 多機能トイレの設置(改札内) | 短期 |
| 関連事業 | 車両 | <ul style="list-style-type: none"> 車両のバリアフリー化の推進 | その他 ※車両更新時等 |
| | 社員教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 | その他 ※継続的に実施 |

2) バス(中国ジェイアールバス株式会社、防長交通株式会社、宇部市交通局)

方針

高齢者・障がい者等が利用しやすい施設整備や車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|---------|--|-----------------------|
| 関連事業 | 時刻表 | <ul style="list-style-type: none"> 大きな文字の使用等、見やすい時刻表への改良 | その他 ※早期実現に向け事業化を検討 |
| | 車両 | <ul style="list-style-type: none"> 低床式バス等の導入推進 | その他 ※車両更新時等 |
| | 社員教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 | その他 ※継続的に実施 |

3) タクシー(山口地区タクシー協会)

方針

高齢者・障がい者等が利用しやすい車両の導入及びソフト施策の推進に努めます。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|---------|--|----------------|
| 関連事業 | 車両 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシーの導入推進 | その他 ※継続的に推進 |
| | 社員教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施 | その他 ※継続的に実施 |

②道路のバリアフリー化に関する事業（国・山口県・山口市）

方針

主要な経路として、生活関連経路については、「道路移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を目標とします。また、準生活関連経路については、土地所有等の制約条件が多いことから、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

また、ソフト施策の展開により、利用しやすい道路環境の維持を目指します。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|--|---|-----------------------|
| 特定事業 | 生活関連経路 (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道9号 ・ 県道山口阿知須宇部線 ・ 県道新山口停車場長谷線 ・ 市道中領・新山口駅線 ・ 市道駅南1号線 ・ 市道駅南9号線 ・ 市道駅南11号線 ・ 市道船倉・中開作線 ・ 市道役場前線 ※区間は別図のとおり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の改良（幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等） | 中長期 |
| 関連事業 | 準生活関連経路 (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道9号 ・ 県道山口阿知須宇部線 ・ 市道船倉・中開作線 ・ 市道駅南21号線 ・ 新山口駅横断歩道橋 ・ 市道東津・山手線 ※区間は別図のとおり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有等の状況に応じ、以下の項目について可能な範囲での歩道の改良（幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等） | その他 ※早期実現に向け事業化を検討 |
| | 不法占用している商用店舗の看板や放置自転車 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法占用等防止の指導・啓発を行う | その他 ※継続的に実施 |
| | 重点整備地区内の道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な維持管理 | その他 ※継続的に実施 |

③都市公園のバリアフリー化に関する事業（山口市）

方針

主要な生活関連施設として、黄金公園及び平成公園について、「都市公園移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を実施します。また、緑公園及び花園公園については、地形的条件等による制約があることから、今後大規模改修時等の機会を捉えてバリアフリー化を検討します。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|-------|---|-------------------------------|
| 特定事業 | 黄金公園 | <ul style="list-style-type: none"> 園路の改良（段差の解消） 一般トイレの改良（小便器への手すりの設置） 多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置） 高齢者・障がい者等の利用に適した案内板の設置 | 中長期 |
| | 平成公園 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者等の利用に適した水飲み場の設置又は改良 高齢者・障がい者等の利用に適した案内板への改良 | 中長期 |
| 関連事業 | 緑公園 | <ul style="list-style-type: none"> 出入口や通路の段差の改良や、多機能トイレの設置等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 | その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施する |
| | 花園公園 | <ul style="list-style-type: none"> 出入口や通路の段差の改良や、多機能トイレの設置等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 | その他 ※施設更新時等の大規模改修時に事業を実施する |

④建築物のバリアフリー化に関する事業（山口市）

方針

各対象建築物については、建築年次が古く、部分的な改修では解決しないバリアが多くあることから、軽微なものについては、順次バリアフリー化を実施しますが、全体については大規模改修時にバリアフリー化を実施します。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|--------|--|-------------------------------|
| 特定事業 | 小郡総合支所 | <ul style="list-style-type: none"> 1階主要経路における視覚障がい者誘導用ブロックの設置 1階一般トイレの改良（容易な操作の給水栓への改良） | 短期 |
| 関連事業 | 小郡総合支所 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された通路の確保や多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置）等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 | その他 ※建物更新時等の大規模改修時に事業を実施する |

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|------------|--|-------------------------------|
| 特定事業 | 小郡ふれあいセンター | <ul style="list-style-type: none"> 主要な経路における手すりの設置（階段、通路） 階段等の段の識別しやすい着色等による段鼻の処理 1階一般トイレの改良（容易な操作の給水栓への改良） | 短期 |
| 関連事業 | 小郡ふれあいセンター | <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレの改良（オストメイト対応設備の設置）等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 | その他 ※建物更新時等の大規模改修時に事業を実施する |

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|------------|--|-------------------------------|
| 関連事業 | 小郡地域交流センター | <ul style="list-style-type: none"> エレベーターや多機能トイレの設置等、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備の推進 | その他 ※建物更新時等の大規模改修時に事業を実施する |

⑤交通安全のバリアフリー化に関する事業（山口県公安委員会）

方針

道路整備等と連携を図りつつ、高齢者・障がい者等の移動に配慮した安全対策を推進します。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|------|------------------|--|----------------------------|
| 特定事業 | 生活関連経路上の信号機・標識など | <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者用付加装置 高齢者等感応装置 歩行者用灯器のLED化 | 中長期 ※道路整備等と連携を図りつつ順次実施 |
| 関連事業 | 生活関連経路以外の道路 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者等の移動等に配慮した安全対策の推進 | その他 ※道路整備等と連携を図りつつ実施を検討 |
| | 違法駐車 | <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車を取り締まりの強化及び防止のための啓発活動等の実施 | その他 ※継続的に実施 |

⑥その他重点整備地区のバリアフリー化に関する事業（山口市）

方針

新山口駅周辺においては、新山口駅ターミナルパーク整備事業として、南北自由通路の新設及び表口駅前広場、新幹線口駅前広場の再整備を行います。事業実施にあたり、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設整備を行います。

また、ソフト施策として、市民、事業者等のバリアフリーに対する理解の促進を図るとともに、市職員のバリアフリーに対する理解向上を図ります。

| 事業種別 | 対象施設等 | 主な事業内容 | 実施期間 |
|--------|--------------------|--|--------------------------------|
| その他の事業 | 新山口駅 南北自由通路 | <ul style="list-style-type: none"> ○新山口駅の南北を結ぶ自由通路の設置 ・ 高齢者、障がい者等の円滑な移動に配慮したエレベーターの設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施 |
| | 新山口駅 表口駅前広場 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新山口駅表口駅前広場の再整備 ・ 歩道の改良（雨水浸透構造の舗装、歩道すりつけ部の勾配の改良等） ・ 案内板、休憩施設、照明施設の設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 一般トイレの設置 ・ 多機能トイレの設置 ・ 低床バス等に対応した、バス乗降場への改良 | その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施 |
| | 新山口駅 新幹線口駅前広場 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新山口駅新幹線口駅前広場の再整備 ・ 歩道の改良（雨水浸透構造の舗装、歩道すりつけ部の勾配の改良等） ・ 案内板、休憩施設、照明施設の設置 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 | その他 ※新山口駅ターミナルパーク整備事業において実施 |
| 関連事業 | 重点整備地区の施設設置管理者及び市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車等の走行や駐車駐輪マナーの向上、民間施設のバリアフリー化の促進、高齢者・障がい者等に対する理解の促進 | その他 ※継続的に実施 |
| | 山口市の職員教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーに対する理解促進のための職員教育・訓練の実施 | その他 ※継続的に実施 |

7. バリアフリーの実現に向けて

7-1 心のバリアフリー

(1) 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー化事業では、主として移動経路や主要な施設での段差の解消やバリアフリー設備の設置などハード面での事業について示しています。しかし、これらの物理的な障害が排除されても放置自転車や違法看板等、利用者のマナーやモラルが守られなければ本質的なバリアフリー化ができたとは言えません。高齢者や障がい者等が安心して外出できる環境を整えるにはすべての人が障がい者や高齢者等の立場に立って理解すること、また、障がいとなるような行為を慎む、お互いに助け合うといった行動が必要です。

このため、助け合う意識の向上や高齢者、障がい者等への理解促進など、啓発活動や教育等を通じて行政や事業者はもとより、広く市民とともに、心のバリアフリーを推進していくものとします。

(2) 心のバリアフリーに関する意見

①開催概要

高齢者、障がい者、その他一般の方などの参加のもと、ハードの整備だけでは解決されないバリア（心のバリア）について考えるワークショップを開催しました。

放置自転車や店先の路上看板など、心のバリアフリーの問題について、全国の事例をいくつか紹介し、ワークショップの参考としました。

参加者は、4つの班に分かれて、普段、生活する上で困っている心のバリアの問題とその解決方法について、ワークショップ形式で話し合い、発表を行いました。

■開催日時及び開催場所

日時：平成20年（2008年）7月7日（月）13：30～16：00

場所：山口市役所3F（室内）

■参加者

属性：高齢者、車いす利用者、知的障がい者の保護者、視覚障がい者、聴覚障がい者、協議会委員等

人数：1班（9人）、2班（9人）、3班（9人）、4班（9人）

※ 参加人数には手話通訳者など付き添いの方を含み、市職員、コンサルタントは含まない



心のバリアの事例紹介



心のバリアについて話し合い



ワークショップ（発表）

②ワークショップ結果の概要

ワークショップでは自転車や自動車運転等のマナーの問題、障がいに対する知識や理解不足等による人や施設の対応の問題などがあげられ、それらを解決していくためには、マナーの向上、教育や啓発の機会を設けること、相互理解を深めるための体験の場の提供などがあげられました。

これらの意見等については、重点整備地区内の事業に限らず、全体構想における今後のバリアフリーの実現に向けての取組みの方向性などに反映していくこととします。

| | |
|--------------|-------------------|
| 困っていること | 【一般のマナーにおける問題】 |
| | 【偏見や理解不足による問題】 |
| | 【施設の整備・運用上における問題】 |
| バリアの解決方法について | 【教育や指導】 |
| | 【ふれあいや疑似体験の機会の創出】 |
| | 【制度の創出・充実】 |

(3) 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーワークショップ等の意見を踏まえ、下記に示す主な取組み等を通じて、本基本構想の基本目標である「一人ひとりが“支えあうまち”の実現」を図ります。

■心のバリアフリーに関する主な取組み

高齢者・障がい者に対する理解の促進

- ・ バリアフリー教室やアイマスク及び高齢者疑似体験等による体験学習の実施
- ・ ボランティア活動等を通しての助け合いの心の醸成
- ・ 学校教育の一環としての福祉教育の機会の提供

など

高齢者・障がい者への支援

- ・ 手話通訳者、介助者等の派遣
- ・ ボランティア養成講座の開催

など

啓発活動の実施

- ・ イベント、HP、小冊子等を活用したマナーの向上に向けたPR

など

7-2 今後の取組みと推進体制

(1) 山口市におけるバリアフリー化推進の考え方

山口市では基本理念として定めた「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」の実現を図るため、啓発活動、教育活動等による市民への周知や理解を図りつつ事業者との連携を図りながら市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進を図ります。

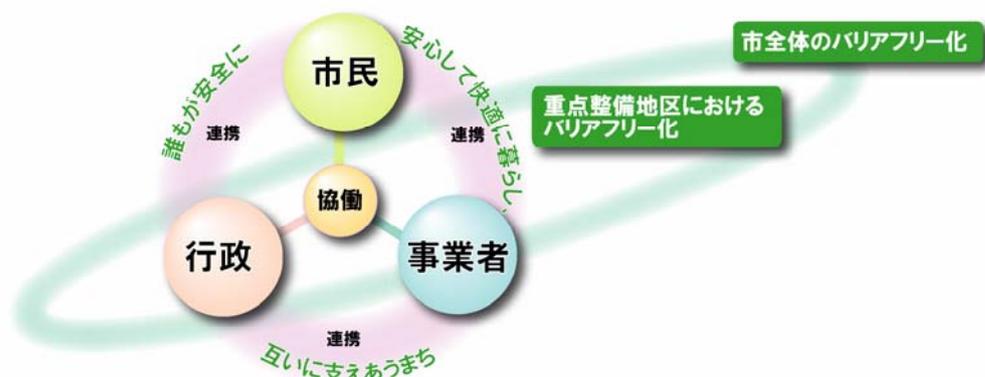
バリアフリー化の取組みを推進するにあたっては、行政や事業者においては各施設のバリアフリー化や情報提供など、市民においては日常生活における一人ひとりの支えあいなど、それぞれの役割を認識し、互いに連携し、取り組んでいくものとします。

なお、この基本構想では主として新山口駅周辺地区を中心とする重点整備地区のバリアフリー化に関する事業について定めていますが、重点整備地区以外においてもバリアフリー化が必要な鉄道駅、道路、建築物等は多く存在しています。これら既存の施設や今後計画される施設に関しても、バリアフリー化の必要性について認識を持ち、順次バリアフリー化の推進を図ることにより、最終的には市内全域がバリアフリー化されるよう努めていきます。

一方、本市には身体障がいのほか知的障がい、精神障がいなど様々な障がいのある方々が暮らしています。また、身体障がいについても外見からは判断できない内部障がいがある方もおられるほか、高齢者、妊婦、子供など障害がなくても手助けを必要とされる方もおられます。

このような状況を踏まえ、山口市では施設のバリアフリー化を進めるにあたり、事業者や健常者からの視点だけで整備するのではなく、多様なニーズを捉えながら常に利用される方の立場に立った効果的なバリアフリー化を進めるとともに、ソフト施策と連携しながら誰もが快適に利用できる施設整備に努めていきます。

■ 市全体におけるバリアフリー化推進の考え方



(2) 市民、事業者、行政の役割とバリアフリー推進体制の確立

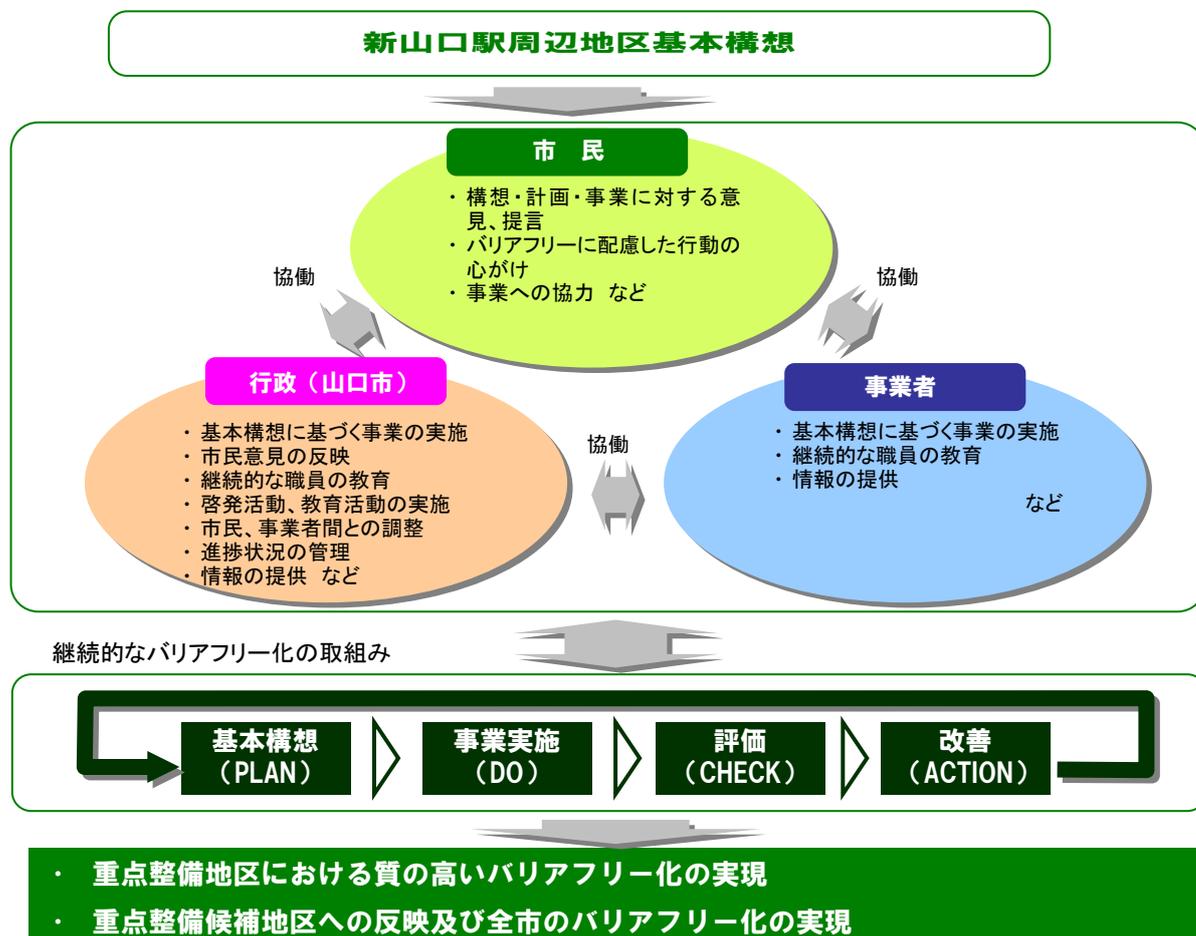
本基本構想に位置づけた事業の円滑な推進を図るため、市民、事業者、行政が協働して特定事業やその他の事業及び関連事業を推進していきます。

行政、事業者においては基本構想に基づくバリアフリー化の推進と、心のバリアフリー推進に向けた啓発活動や教育活動の実施、また、市民は行政や各事業者が行うバリアフリー整備に対する協力、その他日常生活における支えあい助け合いなど、それぞれの立場でできることを主体的に取り組んでいくものとします。

さらに、事業の実施を図るだけでなく、事業の進捗管理及び、高齢者や障がい者等の意見を反映する場の検討を行い、基本構想（PLAN）、事業の実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）といった段階的かつ継続的なバリアフリー化の促進を図ります。

なお、本基本構想では新山口駅周辺地区を対象とした事業を定めており、山口市全体の中でも特に先導的、優先的にバリアフリー化を進めていくものではありませんが、今後は、重点整備地区で取り組むこととなる事業の経過や評価結果を踏まえ、その他の重点整備候補地区等においても順次、整備の必要性や優先性等を検討しつつ継続的にバリアフリー化を推進していくこととします。

■市民、事業者、行政の主な役割と推進体制



参考資料

1 策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---|--|
| 平成 19 年 10 月 16 日 | 第 1 回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 |
| 平成 19 年 10 月 31 日 | ★第 1 回山口市バリアフリー基本構想推進協議会 |
| 平成 19 年 11 月 22 日～ 平成 19 年 12 月 10 日 | 市民アンケート (配布 3,000 通、回収率約 48%) |
| 平成 19 年 12 月 5 日～ 平成 19 年 12 月 14 日 | 高齢者・障がい者団体等ヒアリング (高齢者・障がい者等 69 人参加、全 9 回開催) |
| 平成 20 年 2 月 20 日 | 第 2 回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 |
| 平成 20 年 3 月 12 日 | ★第 2 回山口市バリアフリー基本構想推進協議会 |
| 平成 20 年 6 月 27 日 | 新山口駅周辺地区まちあるき点検及びワークショップ (高齢者、車椅子利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、 知的障がい者の保護者等 計 35 人参加) |
| 平成 20 年 7 月 7 日 | 「心のバリアフリー」を考えるワークショップ開催 (高齢者、車椅子利用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、 知的障がい者の保護者、一般参加者等 計 36 人参加) |
| 平成 20 年 10 月 20 日 | 第 3 回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 |
| 平成 20 年 11 月 4 日 | ★第 3 回山口市バリアフリー基本構想推進協議会 |
| 平成 21 年 1 月 14 日 | 第 4 回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 |
| 平成 21 年 2 月 2 日 | ★第 4 回山口市バリアフリー基本構想推進協議会 |
| 平成 21 年 2 月 9 日 | 経営会議 (原案の説明) |
| 平成 21 年 2 月 16 日 | 議会説明 |
| 平成 21 年 3 月 2 日～ 平成 21 年 4 月 2 日 | パブリックコメント (提出された意見はありませんでした。) |
| 平成 21 年 4 月 24 日 | 第 5 回山口市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 |
| 平成 21 年 5 月 19 日 | ★第 5 回山口市バリアフリー基本構想推進協議会 |
| 平成 21 年 5 月 25 日 | 経営会議 (策定) |
| 平成 21 年 6 月 1 日 | 山口市バリアフリー基本構想策定 |

2 山口市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、山口市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の作成に関する事項
- (2) 基本構想の実施に関する事項
- (3) その他移動等円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山口市
- (2) 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (3) 高齢者、障がい者等、学識経験者その他の市が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年6月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議

会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

3 山口市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

(平成21年5月19日現在)

| | | | | |
|----|-------------------------|--------------------|------------------------------|--------|
| 1 | 第3条 第1号 に定め る者 | 基本構想 を作成す る市 | 山口市都市整備部長 | 福永 勇 |
| 2 | 第3条 第2号 に定め る者 | 道路等施 設設置管 理者 | 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務 所長 | 山口 登美男 |
| 3 | | | 山口県山口土木建築事務所長 | 長掛 実 |
| | | | 山口市都市整備部長 | 1に同じ |
| 4 | | 公安委員 会 | 山口県警察本部交通部交通規制課長 | 田中 元昭 |
| 5 | | | 山口警察署交通課長 | 西村 純 |
| 6 | | | 山口南警察署交通課長 | 原田 敏男 |
| 7 | | 公共交通 事業者 | 西日本旅客鉄道株式会社広島支社企画課長 | 今中 富博 |
| 8 | | | 中国ジェイアールバス株式会社運輸部輸送課 課長代理 | 藤井 真一 |
| 9 | | | 防長交通株式会社運輸部長 | 佐々木 亮輔 |
| 10 | | | 宇部市交通局総務課課長 | 大谷 唯輝 |
| 11 | | | 山口地区タクシー協会会長 | 中野 和人 |
| 12 | 第3条 第3号 に定め る者 | 学識経験 者 | 山口大学大学院理工学研究科准教授 | 田村 洋一 |
| 13 | | | 山口県立大学社会福祉学部教授 | 志村 哲郎 |
| 14 | | | 1級福祉住環境コーディネーター | 宮竹 美絵子 |
| 15 | | 市民の代 表者 | 山口市老人クラブ連合会会長 | 岡本 斌 |
| 16 | | | 山口市障害者団体連合会会長 | 高木 和文 |
| 17 | | | 山口市手をつなぐ育成会会長代理 | 田中 里美 |
| 18 | | | 山口市母子保健推進協議会小郡支部理事 | 上田 雅子 |
| 19 | | | 山口市自治会連合会副会長 | 國安 克行 |
| 20 | | | 山口市社会福祉協議会常務理事 | 佐内 秀隆 |
| 21 | | | 山口商工会議所建設部会部会長 | 宗像 常明 |
| 22 | 公募市民 | 吉田 倫太郎 | | |
| 23 | 公募市民 | 岩本 裕美 | | |
| 24 | 公募市民 | 岩崎 喜美子 | | |
| 25 | 関係行政 機関 | 国土交通省中国運輸局山口運輸支局長 | 宮城 了三 | |
| 26 | | 山口県地域振興部交通運輸対策室次長 | 田中 勉 | |
| 27 | | 山口市健康福祉部長 | 益本 道 | |

4 用語解説

| 見出し | 語句 | 解説 |
|-----|------------|---|
| あ行 | 移動等円滑化 | 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。 |
| | 移動等円滑化基準 | 高齢者や障がい者等が円滑に移動または利用できるようにするため、国が定めるバリアフリー化の基準のことで、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。 |
| | 移動等円滑化基本構想 | 市町村が、バリアフリー新法に基づいて駅などを中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として定め、その地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載した計画のこと。 |
| | オストメイト | 大腸がんや膀胱がん等が原因で、人工肛門や人工膀胱を使用している人のこと。 |
| か行 | 協働 | 複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。 |
| | 協議会 | 基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、市町村、事業者、高齢者・障がい者等、学識経験者等により構成された法定の組織。 |
| | 基準適合義務 | 一定の公共交通機関の施設（駅、車両等）や道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。また、既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務等が生じること。 |
| | 公共交通事業者 | 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車ターミナル法によるバスターミナル事業を営む者、海上運送法による一般旅客定期航路事業を営む者、航空法による本邦航空運送事業者及び鉄道施設、輸送施設、航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者。 |
| | 交通バリアフリー法 | 平成 12 年に施行「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称で、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めることを目的とする。 平成 18 年には、ハートビル法と統合され、バリアフリー新法が施行された。 |
| | 交通用施設 | 道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設。 |

| 見出し | 語句 | 解説 |
|-----|-----------------------------|---|
| | 国勢調査 | <p>総務省統計局が行う全国一勢の国勢に関する調査。10年ごとに行われ、その中間の5年目には簡易な方法による調査が実施されている。</p> <p>国勢調査は、社会福祉、雇用、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内のすべての居住者について行われるものである。</p> |
| | 心のバリアフリー | <p>高齢者、障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者用誘導ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。</p> |
| | コミュニティバス | <p>交通空白地域の地域住民の生活の足として、地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。</p> |
| さ行 | 施設設置管理者 | <p>公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等をいう。</p> |
| | 重点整備地区 | <p>優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していこうという区域のこと。</p> |
| | スパイラルアップ | <p>具体的な施策などの内容について、高齢者、障がい者等の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講ずることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。</p> |
| | 生活関連経路 | <p>生活関連施設相互間の経路をいう。</p> |
| | 生活関連施設 | <p>高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。市役所、保健所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、診療所、劇場、図書館、百貨店等。</p> |
| | その他の事業 | <p>生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の事業のうち、特定事業に該当しないもの。例として、駅前広場、通路等。</p> |
| た行 | 多機能トイレ | <p>「多目的トイレ」「誰でもトイレ」等と呼ばれているもので、車椅子対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など、様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備されたトイレ。</p> |
| | 低床バス (ワンステップバス、ノンステップバス) | <p>車椅子や足の不自由な人、お年寄りなどが容易にバスの乗降ができるよう配慮した、床の高さを今までのバスよりも低くしたバスのこと。</p> |
| | 特定建築物 | <p>学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分等。</p> |
| | 特定道路 | <p>多数の高齢者・障がい者等の移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路。</p> |

| 見出し | 語句 | 解説 |
|-----|------------|--|
| | 特定事業 | 移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業をいう。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業がある。 |
| | 特定事業計画 | 基本構想策定後、各施設設置管理者が特定事業を実施するために作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画及び交通安全特定事業計画がある。 |
| | 特定旅客施設 | 旅客施設（鉄道施設、バスターミナル、航空旅客ターミナル施設など）のうち、利用者が相当数（概ね5,000人/日以上）であること又は相当数であると見込まれる施設。 |
| | 特定路外駐車場 | 道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。 |
| | 特別特定建築物 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。 |
| な行 | ノーマライゼーション | 障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。 |
| は行 | ハートビル法 | 平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、高齢者・身体障がい者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 平成18年には、交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー新法が施行された。 |
| | パブリックコメント | 行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。 |
| | バリアフリー | 高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。 |
| | バリアフリー新法 | 「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月に施行され、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加 |

| 見出し | 語句 | 解説 |
|-----|------------|--|
| | | を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの中の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めたもの。 |
| や行 | ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| | 要介護、要支援認定者 | 市が介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると認定した者。 |
| わ行 | ワークショップ | 地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。 |

山口市バリアフリー基本構想

平成21年6月

編集発行 山口市都市整備部都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL (083) 934-2839

FAX (083) 934-2654

E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp